

経 済 統 計 学 会
第 53 回（2009 年度）全国研究大会
報 告 要 旨 集

期間：2009 年 9 月 5 日（土）～ 9 月 6 日（日）
会場：北海学園大学 豊平キャンパス 国際会議場

日程

研究大会	9 月 5 日（土） 9:00～17:30
	9 月 6 日（日） 9:30～16:30
会員総会	9 月 5 日（土） 13:00～13:50
懇親会	9 月 5 日（土） 18:15～19:45

経済統計学会北海道支部

北海学園大学経済学部内

〒062-8605 札幌市豊平区旭町 4-1-40

水野谷武志研究室

電話：011-841-1161（内線 2739）

FAX：011-824-7729（学部事務）

email：mizunoya@econ.hokkai-s-u.ac.jp

目 次

9月5日(土)

9:00~12:00 併行セッション

アジア統計—統計制度と応用分析

1. 張南 (広島修道大学) ……中国と米国の対外資金循環における鏡像関係
—国際資金循環分析の視点を中心として— …… (2)
2. 戴艶娟 (関東外語外貿大学[中国]) ……中国 2005 年購買力平価に関する国際比較プログラム (ICP) の推計結果について …… (4)
3. 曹迪 (北海学園大学・院) ……中国遼寧省 O 市における農民工の実態に関する研究
—求職農民工調査結果について— …… (6)
4. 尹清洙 (長崎県立大学) ……環日本海マクロ計量経済モデルの拡張について
—期待の取扱いと推計方法を中心として— …… (8)
5. 坂田大輔 (横浜国立大学・院) ……インド経済開発における統計制度の形成と展開
—全国標本調査の成立過程から …… (10)
6. 谷口昭彦 (専修大学・院) ……中国の資本逃避について …… (12)

9:00~10:10 併行セッション

自由論題 1

1. 坂田幸繁 (中央大学)・栗原由紀子 (中央大学・院)
……………時間共有・非共有の状況からみた家族関係
—社会生活基本調査マイクロデータを利用して— …… (14)
2. 米澤香 (統計情報研究開発センター)・安井浩子 (統計情報研究開発センター)・
杉橋やよい (金沢大学)・金子治平 (神戸大学)
……………イギリスの EFS マイクロ・データと税・社会保障制度 …… (16)

10:15~12:00 併行セッション

自由論題 2

1. 上藤一郎 (静岡大学) ……R. A. Fisher の有意性検定論 …… (18)
2. 長澤克重 (立命館大学)
……………全労働生産性および全要素生産性からみた IT 化の経済効果 …… (20)
3. 泉弘志 (大阪経済大学) ……付加価値生産性と全労働生産性 …… (22)

14:00~17:30 共通セッション

政府統計改革の実質化と統計基本計画

1. 森博美 (法政大学)
……………わが国政府統計の直面する諸課題と第一次統計基本計画 …… (24)
2. 菊地進 (立教大学)
……………統計基本計画と地方統計—利活用と活性化の方向— …… (26)

3. 濱砂敬郎 (九州大学経済学研究院)
 ……新統計法といわゆる『基本計画』について …… (28)
4. 伊藤陽一 (法政大学日本統計研究所)
 ……統計改革と基本計画における統計品質の強化に向けて …… (30)

9月6日 (日)

9:30~12:00 併行セッション

ワーキングペアの実態と構造

1. 福島利夫 (専修大学) ……ワーキングペアと生活保障の体系 …… (32)
2. 伍賀一道 (金沢大学)
 ……非正規雇用の増大とワーキングペア—間接雇用を中心に— …… (34)
3. 村上雅俊 (関西大学) ……日本のワーキングペアの規定と推計 …… (36)

9:30~12:00 併行セッション

男女間の格差・差別と統計—可視化に向けたジェンダー統計の利用—

1. 橋本美由紀 (法政大学大原社会問題研究所・非常勤)
 ……無償労働評価と諸政策とのつながり …… (38)
2. 杉橋やよい (金沢大学)
 ……ESCAPにおけるジェンダー統計活動の到達点と今後の課題 …… (40)
3. 中野洋恵 (国立女性教育会館)
 ……男女共同参画社会形成推進のためのジェンダー統計 …… (42)
4. 伊藤陽一 (法政大学日本統計研究所)
 ……地方自治体 (市区)におけるジェンダー統計書作成の実情・問題・今後の方向 …… (44)

13:00~16:30 共通セッション

国民経済計算に関する諸問題—取り巻く情勢の変化とその展望—

1. 植松良和 (内閣府経済社会総合研究所)
 ……経済センサス構想とその行方について—これまでの政府の検討から— …… (46)
2. 二上唯夫 (内閣府経済社会総合研究所)
 ……国民経済計算体系 (SNA) の推計精度と基礎統計調査 …… (48)
3. 岡部純一 (横浜国立大学) ……SNA 統計の正確性と未観測経済 …… (50)
4. 櫻本健 (立教大学・院) ……年次 SUT システムに向けた包括的研究 …… (52)
5. 芦谷恒憲 (兵庫県企画県民部)
 ……県民経済計算推計の応用と課題—地域政策統計として利用に向けて— …… (54)
6. 桂昭政 (桃山学院大学) ……SNA・産業連関表における金融業 (銀行、保険業) の
 投入産出構成と推計方法についての試論 …… (56)

經濟統計学会

第 53 回（2009 年度）全国研究大会 報告要旨集

中国と米国の対外資金循環における鏡像関係* —国際資金循環分析の視点を中心として—

張 南(広島修道大学)

IMF 発表の外貨準備高の通貨構成によれば、中国保有の外貨準備高の中に、米ドル資産が約 65%を占めている。2008 年 9 月末米国の金融危機が発生したにもかかわらず、中国は米国債への投資を拡大しつつあり、2009 年 3 月には中国保有の米国債は更に 7679 億ドルに上がっている。中国はまだ発展途上国であるが、超大国の米国に巨額の融資を続けていた。モノの流れとマネーの流れを含む対外資金循環の面からみれば、米国の消費超過と中国の貯蓄超過により、米国は中国からの輸入増大を続け、中国は対米経常黒字の拡大に伴い、中国の外貨準備が増加し、更にこの世界一の外貨準備を使って、米国国債を購入することで、米国の消費超過と資金不足を支え、米国の財政赤字を埋め合わせていた。特に 2004 年以降、このような不安定な「鏡像関係 (mirror image)」は中国と米国の間に存在していた。けれども、米国発の金融危機の影響で、米国の過剰消費が中国経済を含む世界経済を牽引する時代が逆回転し、従来の外需主導による中国の資金輸出型の資金循環が持続できないであろう。本研究は長期統計を用いて国際資金循環分析という視点から中国と米国の間に存在していた鏡像関係の形成要因とそれによる結果を統計的に検証し、参考になる政策提言を行おうとしている。

国際資金循環は、貯蓄投資のギャップによって引き起こされた資金調達と、経常収支のインバランスによって発生された国際資本移動を指している。国際資金循環分析は、資金循環分析の対外資金フローに対する延長であり、国内の資金の流れから国際的資金フローへの分析視野の展開である。国内貯蓄投資差額、資金過不足、国際収支、国内経済部門の資金収支バランス、対外収支バランス、金融市場バランス及び、国内資本純流出・流入と資本収支の関係は、以下の関係式に示される。

- ① 貯蓄・投資差額と資金過不足と経常収支： $S - I = \Delta FA - \Delta FL = EX - IM$
- ② 対外収支バランス： $EX - IM = (FO_d - FI_d) + \Delta FER$
- ③ 金融市場バランス： $FO_d + FO_o + \Delta FER = FI_d + FI_o$
- ④ 国際資金フローの均衡式： $FO_o - FI_o + \Delta FER = FI_d - FO_d$
- ⑤ ネット・ベース資金流出入のバランス： $NFO_o + \Delta FER = NFI_d$
- ⑥ 海外資金純フロー： $(FO_o - FI_o) = DI + PI + OI + CaA$

2008 年 9 月に米国発の金融危機の背景には、米国が中国やアジアなどの諸国との間で経常収支の不均衡が広がっていたことがある。2002 年以降、米国の民間部門純貯蓄率の低下により、政府部門の投資超過が民間部門の貯蓄超過分を大きくしのぎ、2008 年政府の投資超過は最大値の 5815 億ドルにも上がっている。この結果として、米国の民間部門と政府部門を含めた貯蓄投資バランスの不均衡は、海外輸入の拡大で補う形を取らざるを得なかった。その結果として、物価が安い

* 本研究は科学研究費補助金（基盤研究 C 21530244）による研究の一部である。

中国商品が大規模で米国市場に流れてきた。米国は経常赤字を埋め合わせるために、経常黒字国から資本流入によってファイナンスされなければならない。

米国の経常収支赤字と財政赤字が目を見張るばかりのペースで膨張していると同時に、大規模な海外資金フローも米国に集中している。米国は経常収支黒字国から自国の経常赤字以上の外国資本を集め、それを自らの経常赤字ファイナンスに充て、その経常赤字以上の余剰分を対外投資として運用し、更に米国は強いドルのメリットを利用し、エマージング・マーケットやその他の世界に証券投資や直接投資を積極的に展開し、1992年から2007年までに米国からの資金輸出は6.4兆ドルとなり、投資収益の好調も続けていた。

ところで、中国の米国債の保有は、2009年3月に7679億ドルまでに増大していた。米国発の金融危機にもかかわらず、中国は米国債への投資を拡大し、米財政赤字が膨らむ中、米国債保有の危険さが論じられているが、中国の対外資金の構造的問題が現われている。その主な要因は以下の3点によるものだと考えられる。

一つは、国内の貯蓄投資のインバランスである。中国の高い貯蓄率は、対外資金循環の均衡関係を歪ませた形となっており、高い貯蓄があれば、資金循環の面からみれば、必ず対外的に巨額な貿易黒字にもなり、そして、国内資金が大規模に流出し、外貨準備も激増し、対外資金循環の不均衡が拡大されたのである。部門別にみれば、中国の貯蓄率の急増に対し、家計部門の影響が小さく、主に企業部門と政府部門の貯蓄率の上昇によるものである。その中、特に政府部門の貯蓄傾向の増大に寄与される部分は大きいと言える。

二つ目は、経常黒字の逡増である。2003年と比べて、2008年の経常黒字が3993億米ドルで、8.7倍の増となった。その影響を受けて中国の対外資金循環に二つの特徴が現れている。即ち、国内貯蓄超過と海外から直接投資とホットマネーを含む資金流入も増大していると同時に、米国債の購入などで国内の資本流出も増大し、中国の外貨準備高も急増し、2009年3月末の1.96兆ドルに急増していた。中国からの資金流出は米国に集中し、米国と巨額の貿易黒字を持ちながら、米国債の購入などで米国に資金の還流を行い、対外資金循環において、米国と中国の鏡像関係が形成されていた。

第三点は、人民元為替が資金フローに対して本来の調整できる機能を働いていなかった。中国は資金輸出型の対外資金循環のパターンとなっていたが、対外投資収益の状況はそれほどよくなかった。結局のところ、中国の対外金融投資の収益は、生産性の非常に低い収益性となっているのに対し、米国には「双子の赤字」は拡大していたが、対外投資の収益はずっと好調で、サブプライム危機の発生した2007と金融危機の発生した2008年においても、最大値の投資収益が得られていた。

中国の対外資金循環のインバランスが経済の持続的安定成長にマイナスの要因となり、1990年代から逡増してきた中国の輸出型の対外資金循環に対して若干の政策調整を行う必要であろう。

- a. 貯蓄投資のギャップを縮小するため、内需の拡大と政府部門による公的投資の拡大など。
- b. 国際協調の強化、経常収支のインバランスの調整で、人民元為替の弾力性を高める。
- c. 経済成長パターンの調整：「量的」成長から「質的」成長へ。

中国 2005 年購買力平価に関する

国際比較プログラム (ICP) の推計結果について

戴 艶娟 (広東外語外貿大学)

本報告の課題は、中国の国際比較プログラム（以下では ICP と略称）への参加の状況、特に 2005 年購買力平価に関する推計結果、データの収集の状況及びそこに存在する問題点を検討することである。

一国の経済規模や経済活動の水準を比較するために、購買力平価で同一価格に変換する必要があることは古くからの認識である。1950 年代、1960 年代には複数の比較プロジェクトがあった。1950 年代に欧州経済協力機構 (OECE) はフランス、西ドイツ、イタリア、英国、米国の PPP を作成し、為替レートによって実質比較を行った早期のプロジェクトであった。

中国 PPP の最初の試みは Hollister, W.W.(1958)によるもので、その後 1960 年代、1970 年代においても若干の西側の研究者によって試みられた。80 年代以降、中国の価格などの統計資料が豊富になり、多くの研究が行われた。そのうち、I.B.Kravis(1981) は国連 ICP 型による中国 PPP の最初の推計を行った^①。中国の研究者任若恩と陳凱が 1988 年から中国の PPP を推計した。I.B.Kravis、任若恩等の推計結果は World Bank の 2007 版以前の"World Development Indicators"の PPP 推計の基礎資料としても利用された。

中国は 1993 年を対象とする ICP に始めて試験的に参加した。2005 年を対象とする ICP で 4 回目の参加となる。2005 年の ICP 結果の報告において、初めて中国の PPP 結果が公表された。この結果は以前の世界銀行の PPP 等の推計値とかなり相違しており、国際世界から注目された。以下において 2005 年を中心に中国の ICP 参加の状況を紹介する。

一、中国の ICP への参加状況

ICP は 1968 年に国連統計部 (UNSO) とペンシルベニア大学との共同で創設された。第 1 期では 1970 年を対象とした日本を含めた 10 カ国の比較結果が 1975 年に発表され、第 2 期の ICP はさらに 6 経済を加え 1973 年を対象とした比較を行い、その結果は 1978 年に公表された。

中国では広東省を調査地域として 1993 年をベンチマークに設定した第 6 期 ICP の ESCAP プログラムに始めて参加した。広東省は最初に改革開放を行った地域で、市場経済が最も進んだ地域でもある。当時広東省は工業が発展していて、平均賃金もほかの地域より高い。広東省は当時中国の一つの特殊な地域で、中国を代表できるかという問題がある。1996 年の ICP への参加も一部の地域と香港との比較である。

中国は 1999 年を対象年とする OECD プログラムと連携して 7 つの都市の価格調査にもとづく比較を行ったが、この比較も実験的段階での比較であり、結果は公表されなかった。1999 年の比較について次の問題がある。まず比較品目について代表性が足りない。中国が採用した品目は OECD の各国の間を比較するために採用した品目であり、中国と OECD の経済構造や消費の習慣が相違するため、これらの品目は中国においては必ずしも代表性を持っていない。第二に、代表品目の同一性と比較性について問題がある。中国と OECD の発展段階が違いため、中国で同じ品質の商品とサービスが見つからないため、同質の品目での比較は難しい。第三に、建築品の価格、政府公務員、教師、医者などの賃金などのデータの収集が困難である。第四に、中国の 7 つの都市の価格で全国の価格を代表できるかという問題がある。

二、中国 2005 年購買力平価に関する ICP の推計

2005 年を対象とする ICP の第 7 期世界事業には世界の 146 の国・経済が参加した。中国は 11 の都市の価格調査をしてこの事業に参加し、中国を含めた ICP の結果が始めて公表された。以下では 2005 年中国 PPP の推計結果、データの調査方法、残されている問題点について紹介する。

1. ICP が推計した 2005 年中国 PPP の結果

ICP が 2005 年の調査データに基づいて推計した 2005 年中国 PPP は 1US\$=3.45RMB、その年の為替レートの 1US\$=8.19RMB と比べて、PPP は為替レートよりはるかに低い、つまり中国の価格は国際価格よ

^① 李 潔・任 文・泉 弘志 (2000) P1-P7

り低い。PPP の三つの支出で見ると、家庭消費支出の PPP は 3.46 で、政府の消費支出の PPP は 1.53 で、固定資本形成項目の PPP は 3.7 である。政府消費の価格はもっと低く、固定資本形成の価格は相対的に高い。

2.以前の結果との比較

世界銀行は毎年 PPP を推計し、"World Development Indicators"等で発表している。以前の研究結果で公表した中国の 2005 年に関する PPP の結果は 1US\$=2.08RMB であるが、新しい推計結果と大きいギャップがある。以前の推計結果は任・陳（1994）の研究結果および他の関係する研究結果を基に、中国とアメリカのデフレータで延長推計した結果である。2005 年 ICP の結果と以前の研究結果で推計した結果との大きい差の原因の 1 つはこの二つの結果の基準調査対象年の違いである、中国は 1990 年代初期から経済構造、価格決定のシステムおよび価格水準が大きく変化し、以前の研究結果による延長推計結果は現実と大きく乖離する可能性がある。

3.価格データの調査方法

中国の現段階の統計能力の考慮に基づき、2005 年 ICP の参加も全国の参加ではなく、11 の自治体の参加であった。具体的には、北京、上海などの 11 の都市自体と周辺地域の両方の販路からデータを収集した。

アジア太平洋地域の 23 経済の検討に基づき、アジア開発銀行は 658 の家庭消費支出の代表品目の目録を作成した。中国は他の経済と比較できる 580 の品目を選び、各品目の価格変動の特徴によって、一ヶ月、三ヶ月、六ヶ月及び一年などの頻度で 11 の代表都市の自体と周辺地域で調査を行い、価格データを収集した。

政府消費支出について、国家統計局が 11 の自治体で政府雇用者報酬の調査を行ったが、世界銀行側はこのデータでは全国の平均レベルを代表できないと考え、直接『中国統計年鑑』からの全国レベルの政府雇用者報酬のデータを利用した。

総固定資本形成について、建築材の価格収集されたのは北京、上海と武漢の 3 都市だけの 34 品目の建築材料価格、時給と建築設備のレンタル料金である。機械設備の価格は 11 の都市で、銘柄規定に一致する種類の設備が見出され、統一の調査を行い、8 の基本項目の 91 品目の価格データを収集した。

4.残されている問題点

まず、推計結果から見ると政府消費支出の PPP が最も低い、これは『中国統計年鑑』のデータをそのまま採用したことによるものである。中国統計年鑑の政府雇用者報酬のデータは交通費、食事補助、医療補助及び他の実物の支給などの非現金収入を含まれていないため、ICP の雇用者報酬との概念と相違する。これによって、中国政府消費支出の PPP が低く推計される。

第二に、PPP によると、中国の家庭支出のうちに、医療、教育などの支出は食品消費支出より高いだけではなく、世界の平均水準より高い。これは中国の現実の消費支出の構造を反映しておらず、PPP の推計に問題があることを表している。

第三に、中国の建築品価格は低く推計されている。現在の ICP の方法によると、建築品価格を調査する際に代表性を重視し、同一性と比較性が無視している。これによると、中国の建築品価格と PPP 値が相対的に低くなる。反対に、機械設備は比較各国と統一の銘柄の価格調査のため、同一性と比較性を強調している。

参考文献：

- 李潔・任文・泉弘志（2000）「中国購買力平価推計に関するサーベイと 1995 年中日産業別購買力平価の推計」『統計研究参考資料』No.69 法政大学日本統計研究所
- 余芳東（2005）『中国購買力平価と経済実力の国際比較研究—国際比較項目（ICP）方法の実証分析』中国統計出版社
- 余芳東（2009）「世界銀行の中国購買力平価の推計方法、結果及び問題に関する研究」『管理世界』第 2 期
- World Bank（2008）“Global Purchasing Power Parities and Real Expenditures”（総務省統計局政策統括官（2009）仮訳『世界の購買力平価と実質支出』）

中国遼寧省 O 市における農民工の実態に関する研究

－求職農民工調査結果について－

曹 迪（北海学園大学大学院経済学研究科博士（後期）課程）

中国で言われる「四大難関」、つまり人口、資源、食糧、環境問題のうちで最大の難関は農村の過剰人口問題である。この過剰人口が農村から流出することによって、「農民工問題」という新たな問題を生み出した。農民工は技能・知識・情報不足などの原因によって、都市部で 3K (3D) といわれる職場にしか就労することができない。この厳しい労働条件の下で、農民工は主として地域ごとの「縁故関係」による就労を行っている。さらに、中国に特有の戸籍制度の影響の下で、農民工は都市部の労働者と同じ条件で就労出来ない。

中国の行政・学会が総力を挙げて「農民工問題」の解明にとり組んだ成果として中国農民工問題研究総報告起草組による、『中国農民工総括的研究報告』がある。中国政府（国務院）は、「身分上は農民で土地を請負、地域内で兼業をしているか、又は地域外に出稼ぎに出ており、農外所得に主に依存している農民」を「農民工」と定義している。

本報告は、2006 年 3 月に O 市において報告者が行った農民工に対する聞き取り調査に基づいている。この調査によれば、農民工にはさまざまな存在形態があり、少なくとも、出身地における土地請負から完全に離脱している「離農求職農民工グループ」と土地請負からまだ離脱をしていないが、農地が狭隘なため十分な所得が得られず、やむなく都市に出稼ぎに出ている「出稼ぎ求職農民工グループ」という区別が重要であることが確認できる。

しかし、国務院による調査では、土地を請け負ったままで地域内または地域外へ出稼ぎしている農民を「農民工」と把握しているため、報告者の調査による「離農求職農民工グループ」は「農民工」とはみなされないことになる。

「農民工」をいかに定義するかは、「農民工」を統計的に正確に把握する前提であるとともに、中国政府が「農民工」政策を展開する際の対象範囲を確定する上で必須の作業である。報告者は、「農民工」問題は、差別的な農村戸籍制度が固定化されたまま急速に進展しつつある中国の資本蓄積過程において、これまで農村地域に封印されてきた余剰人口が「分化・分解」していく中で必然化した新たな「階層問題」であるととらえている。したがって、国務院の調査は、「農民工」を限定的にとらえる結果となり、都市と農村を総体としてとらえる中で、「農民層分解」と戸籍制度の矛盾という視角から「農民工」をとらえる方向性を見失っていると言える。

参考文献

- 1 池田均・曹迪「中国農民工に関する研究 I ー先行研究の批判的検討ー」北海学園大学経済論集第 56 巻第 4 号 2009 年 3 月 p. 181～201
- 2 曹迪「中国遼寧省 O 市における農民工の実態に関する研究」北海学園大学経済学研究科年報第 9 号 2009 年 3 月 p. 27～40

資料：

1 戸籍制度：中国の戸籍制度の基本形は、1951年に発布された「都市戸籍管理暫定条例」と1953年の「口糧制度」、さらに1958年の「戸籍管理条例」にさかのぼる。それによって国民は農業（農村）戸籍と非農業（都市）戸籍に分けられ、都市戸籍の人たちは食糧など生活物資の配給など特典を受けるが、農村戸籍の人たちは都会に移住しても都市戸籍は取れないことになっている。戸籍問題は、さらに就労・就学・住宅・医療・保険・老後生活などの面にもかかわっている。

2 『中国農民工総括的研究報告』は、国务院研究室課題組 編『中国農民工調査研究報告書』（Reporting on the Problems of Chinese Farmer-turned Workers）として、中国言実出版社から2006年4月1日に出版されている。

3 実態調査

表1 出稼ぎ求職農民工グループの状況

No	出稼ぎ家族	出稼ぎ家族の性別		年収	学歴	農地面積	耕作者	農業収入
		男	女					
1	夫婦と中学卒長男、3人	2	1	1.7万元	無	3亩	妻	自給程度
2	夫婦と中学卒長男、3人	2	1	1.7万元	無	2亩	妻	自給程度
3	夫婦と中学卒長男・次男、4人	3	1	3.0万元	無	5亩	妻	自給程度
4	夫と中学卒長男、3人	3	1	1.7万元	無	無	無	無
5	夫婦と中学卒長男、3人	2	2	1.6万元	無	4.5亩	妻	自給程度

出所：2006年3月実施の無作為「農民工聞き取り調査」結果による。

注：No3は、大工と塗装業による副収入あり、No4の妻は、黒竜江省でスーパーの掃除婦。

表2 離農求職農民工グループの状況

No	家族構成	男	女	年齢	年収	学歴	職業	生産手段	戸籍	現住所
1	夫婦と長女・10歳	1	2	39	4万元	夫婦とも高卒	日雇	共同出資 で小型自 動車1台	遼寧省北票	0市S鎮
2	夫婦と長男・16歳・ 中3	2	1	41	3.5万元	夫・中卒、妻・ 職業高卒	日雇		遼寧省北票	0市S鎮
3	独身	1	0	19	2万元	高卒	日雇		遼寧省北票	0市S鎮

出所：2006年3月実施の無作為「農民工聞き取り調査」結果による。

注：No3の母親はNo1の妻の姉、No2妻はNo1の妹。

4 土地請負：中国農村の土地請負制度は、中国の改革開放政策の原動力となるとともに、農業農村発展の基礎として重要な役割を果たしてきた。土地請負制度の中で最も一般的な形態となった農家請負経営〔包干到戸〕が全国的に普及するのは1983年のことである。中国では憲法第10条によって農村土地の所有者は農民集団とされているが、農家請負経営とはこの農民集団が所有する土地の一部について農家が農業経営を請け負うことによって営まれる経営のことである。具体的には、国家への売渡義務と集団への上納義務を果たせば、当該土地の農業生産活動によって得られた生産物は全て請負農家の所有にすることができるというもの。

環日本海マクロ計量経済モデルの拡張について

—期待の取扱いと推計方法を中心として—

尹 清洙（長崎県立大学）

1. はじめに

環日本海マクロ計量経済モデル（尹 2000）は、環日本海地域の相互依存関係を数量的に分析することを目的として開発されたもので、当該モデルは以下のような特徴を持っている。

- ① 日本、韓国、ロシア、中国の東北三省という3カ国1地域が内生化されている。
- ② 各国モデルはケインズ型の需要決定モデルになっている。
- ③ 各国モデルのリンケージは輸出入関数によって行われる貿易リンクモデルである。
- ④ 年次データを用いて、最小二乗法によるパラメータ推定を行っている。
- ⑤ 方程式総数は115本で、その内推定式は63本である。

このようなマクロ計量経済モデルに対して従来から様々な批判が存在し、Lucas（1976）批判やSims（1980）批判は深刻なものであった。本学会からもこのような問題に対して、伊藤（1976）、吉田（1970）、近（1986）、上藤（1996）、坂田（1996）、中敷領・藤井（1996）、木村（1996）、佐野（2000）、井口（2006）などにて様々な批判的検討が行われており、藤山（2009）に簡潔にまとめられている。

しかし、大西（1996）にも指摘されるように社会・経済統計学から積極的に新しい統計手法が生み出され、それが一般的に認められたとは言い難いと思われる。

一方、数理統計学の方からは頑健推定に関する様々な工夫がなされており、その成果は伴（2007）にまとめられている。本稿ではそれらの成果を積極的に取り入れながら、中国の東北三省ブロックについてモデル拡張を行う。そしてモデルの問題点と有効性について検討を行った後、東北振興政策のシミュレーション分析を行う。

2. 中国の東北三省ブロックモデルの拡張について

ここでは、環日本海マクロ計量経済モデルの中核をなす東北三省ブロックについて拡張をおこなうが、その理由として以下のようなものがある。

- ① 中国の経済改革開放が30年を経過し、経済時系列統計が30以上取れるようになり、データの定常性の検討やそれに伴う推計方法の検討が可能になった。
- ② 改革開放の深化に伴って、貧富の格差が広まり、その解決策の一環として2002年から「東北振興」政策が行われている。「東北振興」によって経済構造がどのように変化し、そのような構造変化をマクロモデルでは追跡できるかどうかなどを検討しながら、モデル分析を行う。
- ③ 使用ソフトウェアとしてEconomateからEviews6に変更し、様々な推定が簡単に行われるようになった。

3. 具体的なモデルと推定方法について

ここでは、消費関数、投資関数、輸出入関数を中心としてモデルを取り上げ、推定方法を検討する。

具体的なモデルとしてはADLモデル、部分調整モデル、ECMモデル、有限分布モデルなどを取り上げながら比較検討を行う。

- ① まずは前のモデルと同じく部分調整モデルで推計を行い、比較を行う。
- ② 長期的な関係（共和分）を考慮し、ECM推計を行う。
- ③ 構造変化を調べ、対処方法を考える。
- ④ ラグを導入し、有限分布モデルで推定を行う。
- ⑤ 省別データ（パネルデータ）で再推計を行う。
- ⑥ 将来変数を導入し、Forward Looking型として考察する。

また、具体的な推定方法としては、最小二乗法の代わりに二段階最小二乗法、合理的期待を含むモデルでは一般化最適モーメント（GMM）法をとりあげ、推定結果を示す。

なお、その理由については、モンテカルロ・シミュレーションを用いて、最小二乗法の内生性バイアスやGMM推定量の一致性や有効性を簡単に示しておく。

具体的な推計結果については、大会当日に詳しく説明を行いたい。

〔参考文献〕

- 伊藤陽一（1976）「統計学の学問的性格」『社会科学としての統計学 日本における成果と展望』
- 井口泰秀（2006）「計量モデル分析」『社会科学としての統計学第4集』
- 上藤一郎（1996）「回帰診断」『社会科学としての統計学 第3集』
- 尹清洙（2002）「環日本海計量経済モデルの構造とシミュレーション」『調査と研究』第20号
- 大西広（1996）「社会統計学の社会科学性をめぐって：現在および今後の課題」『社会科学としての統計学 第3集』
- 木村和範（1996）「マクロ計量モデル分析の有効性をめぐる議論」『社会科学としての統計学 第3集』
- 近（1986）「統計学基礎論：二つの問題をめぐって」『社会科学としての統計学 第2集』
- 坂田幸繁（1996）「時系列解析」『社会科学としての統計学 第3集』
- 佐野一雄（2000）「条件診断と社会統計の方法」『統計学の思想と方法』
- 中敷領・藤井（1996）「計量経済学の現代的な方法」『社会科学としての統計学 第3集』
- 伴金美（2007）「同時方程式体系」『計量経済学ハンドブック』朝倉書店
- 藤山英樹（2009）「実験経済学と社会・経済統計学」『統計学』第96号
- 吉田忠（1970）『経済と経営における統計的方法の基礎』日本評論社

インド経済開発における統計制度の形成と展開

—全国標本調査の成立過程から—

坂田 大輔（ 横浜国立大学 ）

開発経済学の分野において、開発政策と統計制度の関係は、開発における統計利用の重要性と比較して十分に議論されているとは言えない。そこで、本報告ではインドに着目してこの関係についての考察を試みる。インドの開発政策自体については極めて多くの研究がなされており、また、統計制度についても J.K. Ghosh, P. Maitai, T.J. Rao, B.K. Sinha らによる研究ⁱや Dr. Rangarajan 委員会の研究ⁱⁱなどがある。しかしながら、これらの研究では開発政策の進展と統計制度の形成と展開という流れの中で、両者の関係性について十分な分析がなされてきたわけではないと思われる。

本報告では、このような問題関心の下、1947年のインド独立から第2次五カ年計画期（1956年~1961年）を対象に、インド全国標本調査（National Sample Survey：以下NSS，1950年設立）が設立された過程とその展開に着目する。NSSは、国民所得推計の問題点について勧告を行った国民所得委員会（National Income Committee：以下NIC，1949年設置）の議長であり、その後、第2次五カ年計画の計画枠組み作成に携わった、P. C. Mahalanobisの影響下で設立されたⁱⁱⁱ。このように、開発政策と統計制度の双方で中心的人物であった Mahalanobis を軸に、開発政策の策定と強い関係を持つNSSが、独立直後のインドが抱えていた諸問題を解決するために、どのような意図のもとで設計され展開したかを、開発政策の策定（統計利用）との関係から考察する。

当時のインドは開発政策と統計制度、双方における転換期であった。開発政策の面ではインドはイギリス植民地時代の経済状態からの脱却を図るため五カ年計画の策定を行った。一方、イギリス統治時代における統計制度の整備は商業や貿易などのイギリスの統治政策に必要な部分に関して行われていたため、独立直後のインドは社会・経済の開発のために統計制度を緊急に整備することを必要としていた^{iv}。

このような中、NICでは、開発政策の策定に大きな影響を与える国民所得の推計においてインドが大きな問題を抱えていることについての議論が行われ、次の3つの指摘が行われた^v。

第1に、①財・サービスの取引で市場を通さない部分が多いこと、②高い非識字率により統計の収集に困難が生じること、③経済活動が未分化であるため産業分類上の問題が生じること、など統計作成上の大きな問題点が存在すること。第2に、①国内の基幹産業である農業とそれに関連する活動についての費用構造・消費支出・貯蓄といった経済構造に関する最近のデータ、②都市部の消費支出・貯蓄に関する最近のデータ、もしくは、十分に包括的なデータ。③実用的な所得分配に関するデータ、④資本形成の推計を可能にするデータ、などのデータがもともと存在していないこと。第3に、既存の統計についても不十分な箇所が多いこと。

上記の指摘について、Mahalanobisは「この国におけるデータ上の不足部分（gaps）の多くは標本調査の手法を用いることによってのみ補完される。」と考えた^{vi}。このように、国民所得推

計における問題点を補完しうる統計として、1950年に第1回NSSは実施されたのである。

第1回NSSでは、農村を対象に、インド統計研究所 (Indian Statistical Institute) によって、大別して4種の調査が計画され、①土地利用・指定された商品(穀物・豆類・油・野菜等)の価格、熟練労働者・非熟練労働者別の様々な職種での一日当たりの賃金率、②世帯人員の年齢・性別・配偶者の有無・経済的および就労上の地位と世帯の保有および使用している土地について、③農家を含めた家内企業 (household enterprises) の現状、④食料・飲料・燃料・発火物・地代・衣服・その他についての品目別の消費、の調査が行われた^{vii}。また、ゴーカレ政治経済研究所 (Gokhale Institute of Politics and Economics) で①世帯の資産と負債、②月間労働量、の調査が行われた^{viii}。

このように、第1回NSSにおいて、NICによって指摘された部分、すなわち、調査上の困難が大きく、従来は調査対象となっていないか、もしくは極めて不完全なデータしか存在していなかった農村における包括的な統計情報の収集が行われた。

インドのように農村が占める割合が大きく、膨大な家計部門を抱える国では、家計部門の存在が、開発政策の策定に対して極めて大きな影響を与える。したがって、NSSによって、この部分での包括的な統計情報が収集されたことは、統計制度における重要な転換点であっただけでなく、開発政策の策定においても、イギリス植民地時代から大きな転換を果たしたことを意味している。

本報告は、以上のように、統計制度が開発政策の策定のために形成され展開していく過程をインドの開発初期の段階を例に報告するものである。この国民所得統計におけるデータ不足部分を補完する標本調査についてのインド独立直後の議論は、現在においても、OECDの『未観測経済計測ハンドブック』^{ix}における大規模な家計部門の計測問題に代表されるように、途上国において、進行している問題へと繋がっているといえる。

NSSが、国民所得推計におけるデータ上の不足部分を補完することを主目的としたものから、現在のような多目的かつ包括的な標本調査制度として整備されていく過程でどのような変化が起こったのか、という点は今後の課題であり本報告の課題ではない。

ⁱ Ghosh, J.K., Maitai, P., Rao, T.J. & Sinha, B.K. (1999) 'Evolution of Statistics in India' International Statistical Review, 67, 1

ⁱⁱ Govt. of India, National Statistical Commission (2001). 'Report of Dr. Rangarajan Commission'. 岡部純一訳『インド統計制度の現状と課題(上) - 2001年国家統計評議会報告書から -』, 統計参考資料 No.80, 法政大学日本統計研究所, 2003年

ⁱⁱⁱ NSSの設計は、同じく Mahalanobisによって1931年に設立されたインド統計研究所によって行われた。

^{iv} iに同じ

^v Govt. of India, Ministry of Finance, Department of Economic Affairs (1951). 'First Report of National Income Committee'

^{vi} Mahalanobis, P. C. (1955). "The Approach of Operational Research to Planning in India", Sankhya, Vol.16.

^{vii} Govt. of India, The Department of Economic Affairs Ministry of Finance (1952). *The National Sample survey*, General Report No. 1 on The First Round October 1950-March 1951.

^{viii} Dandekar, V. M. (1958). 'Report on the Poona Schedules of the National Sample Survey (1950-51)' Gokhale Institute of Politics and Economics Publication No.26.

^{ix} OECD (2002). 'Measuring the Non-Observed Economy: A Handbook'

中国の資本逃避について

谷口昭彦（専修大学大学院経済学研究科）

1. はじめに

資本逃避の概念を整理して、中国の資本逃避推計を試みる。また、資本逃避の要因として腐敗を含むガバナンスを取り上げ、その因果関係を考察する。

2. 資本逃避の概念

「資本逃避の概念は、長期及び短期の継続しまたは変化するリスクと不確実性のために途上国の居住者によって投資可能資金あるいは生産資源の流出が起こること」

3. 資本逃避の推計手法

ベースとなっている推計方法は3つである。

①通常取引による資本流出と資本逃避を区別せずに、投資可能資金と資本形成額の差を **residual** として、資本逃避をカウントするもの（Residual 法）

②短期資本に着目して、短期の資本を資本逃避とするもの（BOP 法）

③帰属計算によって収益を求めて、実際のデータから資本流出分を推計し、帰属収益との差額を資本逃避とするもの

資本逃避推計はそのほとんどの研究において、Residual 法がベースケースとして採用されている。Residual 法は、民間の資金流出を広範に資本逃避と認定する方法であり、誤差脱漏は考慮されているが、直接投資ではない対内株式投資は控除項目となっている。すなわち、Residual 法は、広い概念で資本逃避を推計している。また、資本逃避概念と比較すると「リスク」あるいは「不確実性」が含まれていないので、不十分な推計となっていることは否めない。

4. 中国資本逃避推計

Residual 法および BOP 法ではアジア通貨危機が起こった 1997 年前後に最大値（約 600 億ドル）となっている。③の方法では約 1500 億ドルとなった。アジア通貨危機が、リスクあるいは不確実性を誘発させ、資産価値を守るために資本逃避が起こったと考えられるだろう。

資本逃避を推計するためには、未観測経済（ヤミ経済など）を対象にする必要もあるだろう。そして、国際収支統計という公表統計から推計することに無理があるという印象はぬぐえない。また、腐敗の影響も無視することはできないから、途上国の実態に合った推計を考えていくことが実際の資本逃避推計に繋がるのではないだろうか。

5. 腐敗およびガバナンス

腐敗とは、私的利益のためになされる公務員・公的機関による権力の誤用である。腐敗を含む概念として「ガバナンス」がある。国民の意思を実現できるように立法・行政・司法の各機構をコントロールすることを「ガバナンス」と呼んでいる。腐敗あるいは腐敗を含むガバナンスの指標（Worldwide Governance Index (WGI)）が世界銀行によって開発

されている。WGIは6つの概念を持っている。それは、表現の自由と説明責任 (Voice and Accountability), 政治的安定と非暴力 (Political Stability and Absence of Violence), 政府の有効性 (Government Effectiveness), 規制の質 (Regulatory Quality), 法の支配 (Rule of Law), 不正取締り (Control of Corruption) である。

数値が時系列に得られず、推計値も少ないため、回帰分析によらず相関分析を試みる。資本逃避データは本稿の推計データを用いる。WGI指標との相関によってその因果関係を確かめよう。

表3は資本逃避とガバナンス指標の相関係数分析をまとめたものである。腐敗の取締りを除く指標は低い数値となっているため、強い相関があるとは考えにくい。腐敗の取締りについては、腐敗への取締りが強力になればなるほど、国外へ逃避される資本が増加することになる。

表3 資本逃避とガバナンス指標の相関係数分析

		Voice and Accountability	Political Stability	Government Effectiveness	Regulatory Quality	Rule of Law	Control of Corruption
		1	2	3	4	5	6
Residual	1	-0.359	0.278	-0.308	0.617	0.092	0.758
BOP	2	-0.404	0.464	-0.378	0.617	0.242	0.847

6. まとめ

資本逃避研究は Lessard and Williamson(1987)と Epstein(2005)の約20年間、資本逃避の概念や資本逃避の推計方法は変化していない。すなわち、資本逃避の謎ははまだ解明されていないとはいえないのである。資本逃避の概念と資本逃避推計手法が合致しているとは考えにくく、資本逃避の概念の整理または、推計方法の研究が改めて必要だろう。

中国資本逃避推計を見ても、資本逃避と腐敗の取締りは正の相関があると示唆されるが、推計値は、2000年以降、減少している。腐敗への取締りは強化されているし、改革開放によって自由化が図られたとしても国内のリスクがあるため、資本逃避が急激に減少するとは考えにくい。また、中国の資本逃避推計を改めてみると、推計方法が違えば推計値やそのピークとなる時期も異なっている。

途上国の状況は、それぞれの国で違うため、資本逃避にかかわる推計も、概念は同じでよいが、推計に用いられるデータは、途上国ごとで特徴をふまえたものにならざるを得ないのではないか。

参考文献 (一部)

Epstein, G.A. edited(2005) *Capital Flight and Capital Controls in Developing Countries* Edward Elgar .

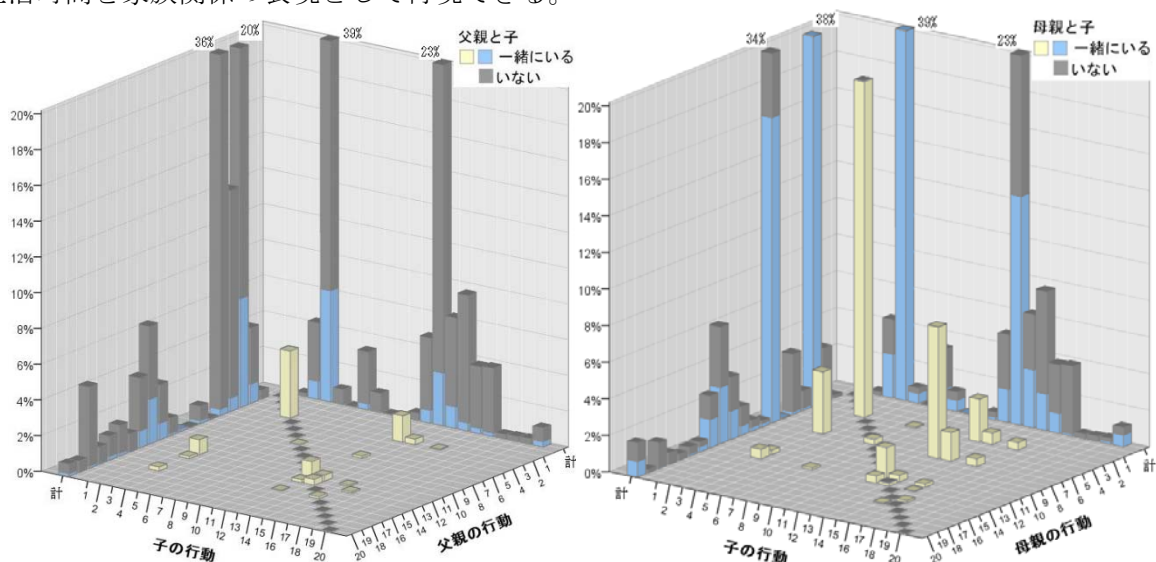
Lessard, D.R., and Williamson, J.(1987) *Capital Flight and Third World Debt*, Institute for International Economics.

時間共有・非共有の状況からみた家族関係

— 社会生活基本調査マイクロデータを利用して —

坂田 幸繁（中央大学） 栗原 由紀子（中央大学大学院）

小学生の子と両親からなる世帯の10月平日夜の特定時間帯（19:00-19:15、1996年・2001年ブール）における父と子、母と子、それぞれのペアの行動種類（20分類）の周辺分布とそばに相手がいるときの同時分布（主要なもののみ）を図1にグラフ化している。縦軸には行動者率（世帯比率と読み替えてもよい）が、横軸には親あるいは子がとる行動種類（コード）が示されている。周辺分布の棒は上下二段の区分をしており、下段は相手がそばに一緒にいるときの比率、上段は別の場所にいる比率である。時間帯から想像できるように、子は夕食(3)やテレビなど(12)を、父は夕食、通勤(4)、仕事(5)を、母は夕食と家事(7)を主たる行動としている。グラフからはさらに親子セットでの行動パターン（同時分布）の異質性がうかがえ、とくにペアのコードが一致する主対角線上の比率は家族が一緒にいて同じ行動をとる（一緒に食事をする、テレビを見るなど）「同一行動」の分布状況を表している。このようなグラフ特性を時間軸に沿って24時間動かせば、生活時間を家族関係の表現として再現できる。



1. 睡眠 2. 身の回りの用事 3. 食事 4. 通勤・通学 5. 仕事 6. 学業 7. 家事 8. 介護・看護 9. 育児 10. 買い物
11. 移動 12. テレビなど 13. 休養など 14. 学習など 15. 趣味など 16. スポーツなど 17. ボランティアなど
18. 交際・つきあい 19. 受診・療養 20. その他

図1 父子と母子の行動種類別同時分布（時間帯 19:00-19:15、末子が小学生の世帯）

これは『社会生活基本調査』（総務省統計局）からのマイクロデータ利用の一形態である。本図に即して言えば、これまでのアプローチは周辺分布とその加工特性値による比較分析が主流であり、その結果を中心にさまざまな議論が展開される。それが生活時間分析の深化に一定の制約をもたらしていた一因であるようにも思われる。本報告では、家族構成員の生活行動を統計単位間で直接関係づけ立体化する方法論的議論とともに、いくつかの興味ある結果を示すことにしたい。以下に、推計方法の要点と上図からの応用例を示しておくことにする。

『社会生活基本調査』では、世帯単位で10歳以上の全ての世帯員について、1日の時間帯（15分単位×96）別の行動種類がそのとき「一緒にいた人（一人で、家族と、学校・職場の人と、その他の人と）」という付帯質問とともに調査されている（1996年調査以降）。ここから、一緒にいた人が「家族」である時間帯については、世帯員間の行動種類を照合することで、一緒にいた家族をさらに「同一」行動者と「非同一」行動者に区分し、行動の共有・非共有時間を推計することができる。具体的には、時間帯別に見て、その行動種類を問わず、「一緒にいた人」が「家族」であると回答した世帯員（複数を前提）について、その時間帯に同じ行動種類を回答した世帯員を「同一」行動者と規定する。これとは逆に、そばに一緒にいながら異なる行動種類をとる世帯員を「非同一」行動者とする。時間帯別にこれらが確定できれば、それを利用して行動種類別行動者率や行動時間の推計も可能となる。当然、その内訳として、「配偶者」、「子」または「配偶者と子」との行動時間もそれぞれ算出

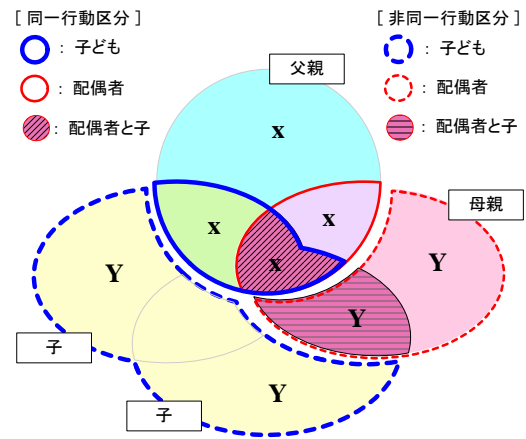


図2 同一・非同ー行動区分(父親のケース)

最初に示したグラフから17時以降の行動者率の推移を整理すると図3ができる。凡例にある「合計」は通常よく使われる全体の行動者率であり、そのうち「家族」はそばに家族がいたときの行動者率を意味する。さらにその内訳として、子との同ー行動者率を「同ー」と表記している。報告では、世帯属性に加え、就業時間やイベント発生時刻（起床時間、帰宅時間など）などの要因も加味しながら、このような家族の生活行動時間の特徴（朝食、夕食、余暇活動）を集計結果表とトービットなどの解析結果を用いて、検討することにした。

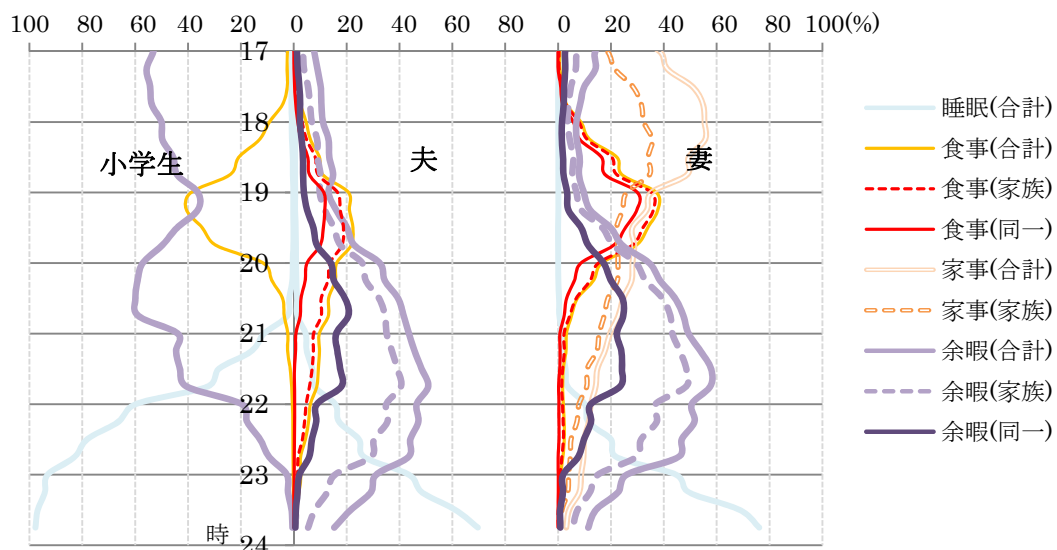


図3 時間帯・行動種類別行動者率(末子が小学生の世帯)

＜本研究は、一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センターで提供している社会生活基本調査(平成8年度、13年度)の秘匿処理済マイクロデータを用いて行いました。＞

イギリスの EFS マイクロ・データと税・社会保障制度

米澤 香 (統計情報研究開発センター)・安井 浩子 (統計情報研究開発センター)・
杉橋 やよい (金沢大学)・金子 治平 (神戸大学)

1. 目的

OECD は、年報『Taxing Wages』によって OECD 諸国の税・社会保障負担と社会保障給付の効果を、収入と可処分所得を比較するために、世帯所得を固定したモデル計算によって示している。この年報では、モデル世帯の設定を平均賃金の 67%、100%、167% に固定して低所得世帯をモデル世帯から除外した結果、所得再分配政策と一括して取り扱うべき税・社会保障のうち社会保障給付の効果は部分的にしか明らかになっていない。また、木村清美他 (Sinfonica 研究叢書『家計所得の国際比較研究』) では、世帯所得を平均賃金の 70~200% に拡大して『Taxing Wages』と同様の方法によってモデル計算を行っているが、低所得世帯が除外されて社会保障給付の効果が明らかでない点では『Taxing Wages』と同様の難点を持っている。日本において生活保護を受給する条件を満たしながらも、資産調査や貧困のスティグマを回避するために、生活保護の申請を忌避する傾向があると指摘されており、社会保障給付の実態は、社会保障制度給付を完全に受けていることを前提としているモデル計算とは異なる可能性も指摘できる。

我々は前稿^{*)}において、上記の問題意識から、英国の家計調査 (Expenditure and Food Survey) のマイクロ・データを用いて、課題に接近した。本報告では、さらに OECD では区別されていなかった世帯主について男女別の集計を行い、前稿では別の収入のある世帯を含んでいたが、それらを除いた勤め先収入の世帯に限定して、雇用者世帯における税・社会保障負担と社会保障給付の効果について、その実態を明らかにすることを目的とした。

2. 方法

EFS はイギリスに住む世帯を対象とした標本調査であり、年間を通じて調査することによって、季節による調査結果への影響を除去している。抽出された標本世帯であっても調査拒否を行う世帯もあるため、イギリス国内の EFS 調査・集計世帯数は、年間約 7,000 世帯である (表 1)。ところで、モデル計算と同様の世帯属性を設定する際には、1 ヶ年のデータだけでは集計世帯数が少なくなる可能性を考慮しなければならない。そこで、税・社会保険料や社会保障給付の制度が、木村他や前稿とモデル計算の仮定が同様である 2005/06 年を含む 2003/04 年、2004/05 年、2005/06 年の合計 3 ヶ年分の EFS マイクロ・データを利用することとした。

表 1 EFS の調査・集計世帯数

調査年	2003/04	2004/05	2005/06	総数
世帯数	7,048	6,798	6,785	20,631
世帯人員数	16,965	16,257	16,085	49,293

出所: National Statistics, "Family Spending A report on the 2005-06 Expenditure and food Survey", 2007, Table 4.1 Household expenditure based on the FES classification, 1984 to 2005-06 at prices.

EFS マイクロ・データの集計における世帯属性の設定は、世帯主を男性と限定して、世帯主、配偶者、および子どもの年齢は制限しない、配偶者の勤め先収入は固定しないで、世帯主はフルタイム雇用・パートタイム雇用に、配偶者はフルタイム雇用・パートタイム雇用・無職に区分した。

表2の手順に従って、勤め先収入から、世帯の税・社会保険料負担額、児童手当給付額、可処分所得を算出した。イギリスには負の所得税型の税額控除である Working Tax Credit (WTC) と Child Tax Credit (CTC) がある。つまり、この2つの控除は、控除額が納税額を超えると超過分が給付される。WTC は、低所得の雇用者を対象に税額控除を通して所得保障をする制度で、子どものいる世帯は父親または母親が16歳以上で週労働時間が16時間以上の世帯、子どものいない者は25歳以上で週労働時間が30時間以上の者を対象とする。CTC は、子どものいる世帯を対象にした税控除である。また、WTC、CTCともに所得制限があり、WTC は、粗所得（本報告では勤め先収入）が5,220ポンドを超えると、超過所得の37%に相当する額が減額される。CTC は、WTC がゼロになる所得水準を超えると超過所得の37%に相当する額が減額されるが、子どものいる世帯は粗所得が50,000ポンド以下であれば最低545ポンドが保障される。粗所得が50,000ポンドを超えると、超過所得の1/15に相当する額が減額される。

以上のような定義に従って設定した世帯属性から世帯を分類し、集計を行った。

表2 イギリスの税・社会保険料・児童手当額・可処分所得の算出方法（2005年の税制・社会保障制度を適用）

項目		算出方法		
勤め先収入		a		
所得控除 基礎控除		b	4,895ポンド	
課税される所得金額		c	a-b	
国税額		d	c×所得税率	
国税	税控除	WTC	e1 雇用者（子どものいる者は週労働時間16時間以上、子どものいない者は30時間以上）が対象。	
		CTC	e2 子どものいる世帯が対象。	
	税控除計		e	e1+e2
	国税額（税控除後）		f	d-e
国民保険料		g		
児童手当		h	長子886ポンド（ひとり親世帯は915ポンド）、第2子以降594ポンド。	
可処分所得		i	a-f-g+h	

出所：OECD, *Taxing Wages 2004-2005*, 2005, pp.402-404.

HM Revenue & Customs "Child Tax Credit and Working Tax Credit" <http://www.hmrc.gov.uk/leaflets/wtc2.pdf>

同 "Rates and Allowances-Tax Credits/Child Benefit" <http://www.hmrc.gov.uk/rates/taxcredits.htm>

Sinfonica 研究叢書『家計所得の国際比較研究』p.8より作成。

3. 結果と考察

詳細な集計結果等は当日資料として配布するが、WTC 給付の申請は、項目や記入の手続きが煩雑と指摘されていることがあり、そのことが制度と実態との乖離をもたらしている可能性を指摘しておく。

参考文献

Marco Francesconi, Helmut Rainer and Wilbert van der Klaauw "The Effects of In-Work Benefit Reform in Britain on Couples: Theory and Evidence" *The Economic Journal*, 119 (535), 2009.

* 「第2章 統計データでみる世帯別所得分布」『家計所得の国際比較研究』, Sinfonica 研究叢書, 2009.

R. A. Fisher の有意性検定論

—統計学のパラダイム形成過程に関する科学社会的分析の一試論—

上藤一郎（静岡大学）

現代数理統計学は、母集団に厳密な確率分布の仮定を置き、その条件下で母集団分布に含まれる未知パラメータに対して最適な統計的推測の方式を求めることを研究のパラダイム (paradigm) としている。ここで研究のパラダイムとは、科学史研究者 Kuhn [12] が定義し、その後批判を受けて撤回した科学史分析の概念であるが、本報告では Kuhn がパラダイムに代わる概念として提案した専門母型 (disciplinary matrix) と等価の、極めて限定的な意味で措定する。即ち、同じ価値観を共有する科学者集団内部において、一般に認められた科学的業績で、一時期の間、専門家に対して問い方や答え方のモデルを与えるものであり、研究の規範と言い換えてもよい。

「社会科学のための統計学」という観点に照らし合わせるとき、上述のような数理統計学における研究のパラダイムが如何なる整合性を持ち得るかを検討することは、統計学の根幹に関わる重要な課題となろうが、そのためにはこのようなパラダイムの形成過程を明らかにすることが必要である。本報告の基本的な問題意識もそこにある。

私見では、現代数理統計学のパラダイムを明確に確立したのは、所謂 Neyman-Pearson 理論の登場以降であると考えるが、通常 R. A. Fisher による統計的推測論にその嚆矢を求めることが多い。この背景には、F. Galton や K. Pearson の統計学を記述統計学、R. A. Fisher 以降の統計学を推測統計学と規定し、これらの方法論的差異性を強調することで、そこに非連続な歴史的一線を画そうとする従前からの通説的学説史評価が依然として根強く流布されているという状況があると考えられる。しかし統計的推測の試みは、記述学派と呼ばれる Galton や Pearson の研究においても不可欠なものとして看做されており、イギリス数理統計学に固有の研究課題であったことは上藤 [15] で既に指摘しておいた。また同じく上藤 [15] では、Galton から Pearson を経て Fisher に至る数理統計学の系譜を「生物学の統計学」とし、Neyman-Pearson 統計学を「数学の統計学」としてその差異性と変容過程を分析したが、これは即ち現代数理統計学におけるパラダイムの形成過程を分析した試みであったと総括できる。

本報告の直接的な目的は、Fisher の有意性検定論を素材として数理統計学のパラダイム形成に果たした役割とその歴史的位を評価することである。その際、Gauss 誤差論以来の確率誤差検定との比較も視野に含める。例えば Walker [16] も「現代の数理統計学は観測誤差論の直系の学問である」と指摘し、Fisher [20] もまた「ガウス以来の最小二乗法の伝統」を重視する旨述べているように、数理統計学は観測誤差論の発展過程における一つの到達点であると看做し得る。そこで Bessel [2]・[3] が提案した確率誤差概念の検討を中心に、観測誤差論の理論的成果が現代数理統計学の理論的成果とどのような関連があるかを先ず明らかにする。その上で、観測誤差論の統計思想を Galton 以降のイギリス数理統計学のそれと比較しながら観測誤差論における研究のパラダイムの特徴を明らかにし、イギリス数理統計学並びにそれに端を発する現代数理統計学における研究のパラダイムとの共通点と相違点を分析したい。

このような分析に加えて、報告者が特に関心を払う必要があると考えているのは、パラダイム形成過程の科学社会的分析である。Kuhn [12] が展開したパラダイム分析は、科学史の社会的分析に先鞭を付けるものであったと評価できるが、同様の視点から本研究においても社会的分析が不可欠なものとする。本報告では、あくまでも問題提起に止まざるを得ないが、統計学史研究における科学社会的分析の意義とその研究対象を指摘する。具体的には、少なくとも研究者再生産の制度的分析—教育制度・組織と学術組織・制度—とその社会的文脈の検討が、その研究対象に含まれなければならないことを指摘する。

参考文献

- [1] 安藤洋美『最小二乗法の歴史』現代数学社、1995年。
- [2] Bessel, F. W., “Ueber den Ort des Polarsterns.”, *Astronomisches Jahrbuch für 1818*, 1815, S233-240.
- [3] Bessel, F. W., “Untersuchungen über die Bahn des Olbersschen Kometen.”, *Abhandlungen der Berliner Akademie der Wissenschaft*, 1816, S119-160.
- [4] Efron, B., “R. A. Fisher in the 21st Century”, *Statistical Science*, vol.13, No.2, 1998, pp. 95-122.
- [5] Fisher, R. A., “On the mathematical foundations of theoretical statistics.”, *Philosophical Transactions of the Royal Society of London, A*, vol.222, 1922, pp.309-368.
- [6] Fisher, R. A., *Statistical Methods for Research Workers*, Oliver & Boyd, 1925. 鍋谷清治・遠藤健児訳『研究者のための統計的方法』森北出版、1970年。
- [7] Fisher, R. A., *The Design of Experiments*, Oliver & Boyd, 1935. 鍋谷清治・遠藤健児訳『実験計画法』森北出版、1971年。
- [8] Fisher, R. A., *Statistical Methods and Scientific Inference*, Oliver & Boyd, 1956. 渋谷政昭、竹内啓訳『統計的方法と科学的推論』岩波書店、1962年。
- [9] Healy, M. J. R., “R.A. Fisher the statistician”, *Journal of the Royal Statistical Society, Series D-The Statistician*, vol.52, 2003, pp.303-310.
- [10] Inman, H. F., “Karl Pearson and R.A. Fisher on statistical test: a 1935 exchange from nature”, *American Statistician*, vol.49, No.4, 1995, pp.400-401.
- [11] 木村和範『統計的推論とその応用』梓出版社、1992年。
- [12] Kuhn, T., *The Structure of Scientific Revolutions*, The University of Chicago Press, 1962. 中山茂訳『科学革命の構造』みすず書房、1971年。
- [13] 芝村良『R.A.フィッシャーの統計理論』九州大学出版会、2004年。
- [14] 竹内啓「R. A. Fisher 再検討（1）～（12）」、『経済学論集』第47～53巻、1981～1987年。
- [15] 上藤一郎「優生学とイギリス数理統計学—近代数理統計学成立史—」, 長屋政勝・金子治平・上藤一郎編著『統計と統計理論の社会的形成』北海道大学図書刊行会、1999年。
- [16] Walker, H. M., *Studies in the History of Statistical Method*, The Williams & Wilkins, 1929. 足利末男・辻博訳『統計方法論史』高城書店、1959年。

全労働生産性と全要素生産性からみた IT 化の経済効果

長澤 克重 (立命館大学)

1. IT 革命と生産性分析

IT ブームが一段落し、膨大な IT 投資が行われた時期の関連統計が揃ってきた現在において、IT 革命の効果を統計的に明らかにすることは意義あることと考える。この十数年間の IT 投資がもたらした経済効果とりわけ生産性上昇への寄与については、膨大な研究と実証分析が行われており、多くの研究結果が IT 投資の効果が全要素生産性 (TFP) 上昇もたらしたことを示している。それらの実証分析の大部分は新古典派経済学の枠組み (完全競争市場、限界生産力命題を前提) に依拠するものであるが、TFP は生産関数に特定の関数型を前提とせずに、社会会計上のバランス式として生産物の成長率と投入された成長率の差として定義することもできる。本報告では W.Peterson(1979)、E.Wolff(1985,1994)、によって発展させられてきた垂直統合型 TFP のフレームワークを使うことで IT 投資と生産性上昇の関係について明らかにする。本学会では泉会員により全労働生産性 (TLP) の研究が精力的に進められてきたが、垂直統合型 TFP は TLP との関係性を明示しながら TFP の動向を明らかにできるという点で興味深い。

本報告では垂直統合型 TFP のフレームワークに依拠して IT 投資と TFP 成長率の関連についての試算結果を示すとともに、泉会員・李会員による TFP 批判の論点についても検討し、IT 投資と生産性との関係を明らかにできる方法を探りたい。

2. 全労働生産性 (TLP) と全要素生産性 (TFP)

標準型の産業部門別 TFP 成長率は以下のように表すことができる。

$$\pi_j = - \left(\sum_i p_i da_{ij} + wdl_j + rdk_j \right) / p_j \quad (1)$$

p_j : 第 j 生産物の価格、 a_{ij} : 投入係数、 w : 貨幣賃金率、 r : 均等利潤率、 l_j : 直接投入労働量、 k_j : 資本係数、 d は微分を表す。

垂直統合型 TFP (標準型における中間財の部分を実質投入要素 (労働、資本) に帰着させる) による産業部門別 TFP 成長率は以下のように表すことができる。

$$\pi_j^* = - \left(wd\lambda_j + rd\gamma_{l,j} + rd\gamma_{o,j} \right) / p_j \quad (2)$$

λ_j : 第 j 部門の生産物 1 単位の生産に必要な総労働投入量、 $\gamma_{l,j}$: 第 j 部門の生産物 1 単位の生産に必要な総 IT 資本ストック量、 $\gamma_{o,j}$: 第 j 部門の生産物 1 単位の生産に必要な総非 IT 資本ストック量

(2)式の第 1 項は労働投入の寄与分、第 2 項は IT 資本の寄与分、第 3 項は非 IT 資本の寄与分を表す。 λ_j は資本減耗分を考慮しない全労働生産性 (TLP) の逆数にあたる。

3. 使用データ

今回の計算には、独立行政法人経済産業研究所 (RIETI) のWebページ上で公開されている「JIP データベース 2008」 (<http://www.rieti.go.jp/jp/database/JIP2008/>) から、産業連関表 (2000 年価格)、資本ストック (IT投資データ、2000 年価格)、労働投入量 (部門別マンアワー (1000 人×年間総労働時間)) を使用した。これらのデータの部門数は 108 部門であるが、これを 49 部門に統合したものをを用いた。対象とした期間は、部門別TFP成長率については 1970～2005 年の各 5 年間の期間について推計対象とした。

4. 結果の考察

(1) 集計 TFP、部門別 TFP の成長率

集計 TFP 成長率がプラスになっている 2000～2005 年の期間だけであり、1980～2000 年についてはいずれもマイナスである。部門別に見ても 2000～2005 年の期間以外は、マイナスの TFP 成長率となっている部門の方がかなり多い。「電子部品・デバイス」、「情報通信機械器具」については 1970 年以降、(ほぼ) 全期間を通してプラスの成長率を維持しており、生産性を高めたことが読み取れる。1995 年以降になると TFP 成長率がプラスに転じる部門が増加し、とくに製造業については殆どの部門がプラスとなり、マイナスはサービス部門に集中してくるようになる。2000 年以降はサービス部門におけるマイナスが減少することで全体としてプラスに転じている。総体的にみて、製造業の生産性が上昇したのに対してサービス部門はマイナスの傾向が強く、対外競争にさらされている製造業と、対外競争圧力が相対的に弱く政府部門が多いサービス部門との差が現れていると解釈することもできる。

(2) 投入要素別の TFP 成長率

投入要素別 (労働、IT 資本、非 IT 資本) に TFP 成長率への寄与度をみると、IT 資本、非 IT 資本ともマイナスであるのにたいして、労働、すなわち TLP (に概ね近い指標) 上昇率はプラスを維持しその寄与度も高めている。IT 資本についてみると、インターネット利用が普及した 1995 年以後においても殆どの部門でマイナスで、製造業でわずかに目立つのが、2000～2005 年の「電子部品・デバイス」、「情報通信機械器具」であり、IT 資本ストック (非 IT 資本ストックも) の寄与がプラスとなっている。原因としては、1980 年以降、粗生産額成長率を IT 資本ストック、非 IT 資本ストックの成長率が上回っていることがあげられる。資本ストックの成長率が上回った原因としては、橋本・山田 (2007) では、金融緩和により比較的資金調達容易な中、過大な需要予測に基づいて高水準の設備投資が行われたこと、バブル崩壊後の不況期には、不況にも関わらずあるいはそれ故の厳しい生存競争に強いられる設備投資が行われたことをあげている。IT 資本ストックの寄与が低い点については、IT 投資はそれだけで生産性上昇をもたらすのではなく、IT を生かす組織改革、意思決定機構の改革、新たなビジネスモデルへの転換と結びつかなければ効果は期待できない、ということは明らかである。また、IT 資本を使いこなすことのできる高い情報リテラシーを持つ労働者が必要となることも生産性上昇の前提である。いずれにせよ、2005 年までのところでは、マイナス幅は少なくなってきたとはいえ、IT 投資の効果が目に見える顕著な形で現れているとはいえない。

付加価値生産性と全労働生産性

泉 弘志（大阪経済大学）

報告概要：生産性とは産出量の投入量に対する比率であるが、産出量に付加価値額を使用する生産性指標が付加価値生産性である。日本でも欧米でも産業別生産性の計測に産業別付加価値生産性がかなり頻繁に使用されているが、本報告は、産業別付加価値額は生産性計測における産出量の指標としては問題がある、産業別生産性の指標として当該産業全労働生産性という指標がより優れている、ということを主張する。

0. はじめに

国民経済全体や各産業の生産性を計測するさい、産出量、投入量に如何なる量を採用すれば的確な生産性になるかが問題となるが、本報告では主として産出量に如何なる量を採用すれば的確な生産性になるかを考える¹。通常各産業の生産性の産出量としては各産業の産出物量か各産業付加価値が使用されている。

1. 付加価値を産出量に採用する場合、その基礎にあると思われる考え

「各産業の生産とは各産業の資本と労働の機能・働きによって原材料が生産物に変化することであり、各産業の生産の大きさは原材料の生産物への変化量であって各産業の生産物量そのものではない。各産業の純付加価値額はこの変化の大きさ（純生産量）を表している。たとえば鉄鋼業は鉄鉱石等を鉄鋼に変化させているのであって無から鉄鋼を生み出しているのではない。したがって鉄鋼業の生産活動の大きさを計測するのであれば鉄鋼の量ではなく、鉄鉱石等の鉄鋼への変化の大きさ（純生産量）を計測しなければならない、鉄鋼業の付加価値はそれを表している。」

2. 名目付加価値は純生産量を表すか？

特定の原材料の特定の生産物への変化があり、この変化が社会にとって有用・必要であれば付加価値が生まれる。原材料の生産物への変化という事象がない、あるいはこの変化が社会にとって必要性・有用性を持たなければ付加価値は生まれえない。この意味で付加価値は原材料の生産物への変化を反映していると言える。しかし、付加価値の大きさは、特定の原材料を特定の生産物への変化させるためにどれだけの労働と用具・設備等が必要であったかということによって決まるのであって、変化の大きさや有用性・必要性の大きさによって決まるのではない（マルクスの価値論・生産価格論を想起されたい）。

これに対し「そのような大きさの労働と用具・設備等を費やすに値するほどの変化であり、変化の有用性・必要性であるあるのだから、変化の大きさやその有用性・必要性の大きさでもある」と考える人もいるかもしれない。しかし、各種生産物に対する必要性・有用性・好みは人によって社会階層によって異なることを考慮すれば所得の分配率等が異なることだけでもその集計量は変化する。それは、ある産業の生産過程の状態が同じであっても国民経済の分配率等が変わるだけで変わるようなものであり、生産過程における対象物の変化に関する客観的な量とは言えない。

3. 実質付加価値は純生産量を表すか？

物価変動があることを考慮すれば生産性を計測するためには実質化をしなければならない。付加価値の実質化は通常ダブルデフレーションによって行われる。

ダブルデフレーションによらずに原材料の生産物への変化量そのものを（金額ではなく物量として）計測できるだろうか？ ダブルデフレーションによらずに付加価値を実質化しようとすれば原材料の生産物への変化量そのものの物量を計測しなければならないが、これは非常に困難である。

¹ 投入量の問題に主眼をおいて考察した論文に泉弘志・李潔（2005）「全要素生産性と全労働生産性」『統計学』第89号がある。

ダブルデフレーションによって実質化された場合

- a. 実質付加価値はマイナス値、非常に小さい値、非常に大きい値になる場合がある。付表の場合金属製品の日本付加価値をダブルデフレーションで韓国価格に変換した値がマイナス値になっている。名目付加価値の場合マイナス値が持続するということはありえないが、実質付加価値の場合ありえないことではない。企業は名目値で利潤が得られれば実質付加価値がどのような値になろうと生産を続けることができる。名目値で利潤が得られている状態でも産出価格との相対値で原材料価格が高い価格体系へ変換すれば付加価値はマイナスになる。
- b. 基準時点（国）と比較時点（国）が同一価格であっても、どの価格を使用するかによって、基準時点（国）と比較時点（国）の付加価値の比率は異なる。付表の日本価格に統一した場合と韓国価格に統一した場合の粗付加価値の産業別日韓付加価値比率を参照されたい。

4. 各産業の産出物量を産出量に採用しても各産業の純生産性は計測できる

生産物量は、原材料の生産物への変化量と違って、通常の物量単位で計測できる。鉄鉱石等の鉄鋼への変化の大きさ（純生産量）を物量として計測することは難しいが、産出された鉄鋼量は通常の物量単位、たとえばトン単位で計測できる。デフレーターによって実質値にすることもできる。

生産物物量を産出量として採用しても当該産業全労働生産性として各産業の純生産性の変化・相違を計測することができる。当該産業全労働生産性とは生産物物量の全労働量（直接労働量＋固定資本減耗に投下されている労働量＋原材料に投下されている労働量）に対する比率、但し当該産業以外の産業の労働係数、固定資本減耗係数、中間投入係数は基準時点（国）と比較時点（国）等しいものを使用する場合である²。

付表 「購買力平価により統一価格に変換した産業連関表」から求めた2000年日韓粗付加価値

	国内生産額物量 日本／韓国 倍	日本価格に統一場合の粗付加価値			韓国価格に統一した場合の粗付加価値		
		日本	韓国	日本／韓国	日本	韓国	日本／韓国
		百万円	百万円	倍	億ウォン	億ウォン	倍
食料品	3.5	7868943	1244422	6.3	410656	72764	5.6
飲料	3.9	4849094	1318041	3.7	139075	44961	3.1
たばこ	2.8	2602185	927912	2.8	84992	30333	2.8
繊維工業製品	1.0	1028714	820483	1.3	90799	69174	1.3
衣服・他の繊維既製品	1.1	1637219	1430709	1.1	63256	54862	1.2
製材・木製品	5.6	2367270	177454	13.3	224058	26409	8.5
パルプ・紙	4.3	3092288	499084	6.2	225512	35460	6.4
化学製品	2.9	7926496	1314763	6.0	785165	148864	5.3
石油・石炭製品	2.3	5339482	1916530	2.8	480105	174269	2.8
ゴム製品	3.7	1144157	209669	5.5	96368	21489	4.5
なめし革・毛皮・同製品	0.7	263633	320669	0.8	13222	15230	0.9
窯業・土石製品	3.3	3637519	695594	5.2	295477	58324	5.1
鉄鋼	2.8	4715650	850805	5.5	455349	96452	4.7
非鉄金属	3.9	2044415	475631	4.3	125522	25233	5.0
金属製品	1.3	6255649	7727844	0.8	-140499	72381	-1.9
一般機械	4.1	10895392	1587490	6.9	759648	132476	5.7
電子・電気機器	2.3	19070939	8794190	2.2	1114932	406525	2.7
輸送機械	3.4	9989983	2182322	4.6	727505	199978	3.6

泉弘志・梁炫玉・李潔(2008)「2000年産業別生産性水準の日韓比較」『大阪経大論集』第58巻No.6 掲載の資料等を使用して作成

²当該産業全労働生産性の詳細は泉弘志・李潔(2005)「全要素生産性と全労働生産性」『統計学』第89号を参照。

わが国政府統計の直面する諸課題と第一次統計基本計画

森 博美（法政大学）

はじめに

2009年3月13日、総務大臣が提出した「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下、基本計画）が閣議決定された。この基本計画は、1985、95年に統計審議会から提出された「（新）中長期構想」、さらには2005年の各府省統計主管部局長等会議の申し合わせとしてまとめられた「新展開」と本質的に異なり、政策実施面での拘束力を持つ。

基本計画の取りまとめに際して学会や個人等から延べ131件の意見が寄せられたが、その大半は、個々の関心事項に関する計画原案の修正を求めたものである。本報告では、この基本計画が、果たして今次の統計改革における取組みに適合した内容となっているかどうかという観点からその検証を行い、今後本会が取り組むべき課題について検討する。

1. 今次の統計制度改革と新統計法

(a) 統計制度改革が目指したもの

戦後、わが国の統計制度は、分散型として再建された。その後の政治過程で分散性は一層強化され、わが国は世界的にも稀有な超分散型の統計制度となった。この間半世紀以上にわたり累積された分散型に起因するいわゆる制度疲労は、部分的手直しではもはや対処しえないものとなっていた。これを解決し、また欧米など世界の統計の動きに対する周回遅れの現状を解消し、次世代型の統計制度構築を目指すことが今次の統計制度改革の原点であったはずである。

統計制度改革検討委員会には、今や世界標準となっている「国民共通の情報基盤」という新たな統計観に基づき、その論理的、演繹的積み上げにより制度設計を行うことが求められた。その際の展開の方向づけを与えるのが、他でもない周回遅れの内実の的確な把握である。報告者自身、改革論議の過程で様々な論点提起を試みたものの、委員会全体として認識を共通化する状態には程遠く、結果的には若干の制度要素に関する頭出し的論点提起に留まった。

(b) 新統計法の特徴

本年4月から、新統計法（法律第53号）が全面施行された。わが国の政府統計の次世代型対応という点で報告者が最も注目するのは、旧統計法に比べ、法律の守備範囲の次元が著しく拡張されたことである。すなわち、調査実施の基盤としてのビジネス・フレーム、行政情報の統計への活用、それに調査票情報の二次利用といった一連の仕組みの導入がそれである。これらはいずれもより品質の高い統計の作成、利用の前提となるものである。ただ、一応条文化はされたものの、制度の詳細設計さらにはその具体化は、その後策定される基本計画に委ねられた。

わが国の現在の政府統計の危機は、単に個別統計の危機でもなければ個別官庁の統計の危機でもない。それは、分散型という制約の中で適切な組織的対応ができないまま今日に至った政府統計全体に共通する危機である。新統計法に盛り込まれた新たな制度要素は、いずれもわが国の政府統計を全体としてその周回遅れの解消に不可欠な要素である。

2. 第一次統計基本計画について

(1) 基本計画の位置づけの認識

今回の基本計画では、わが国の統計をめぐる環境、世界の統計の動向等を踏まえ、今後わが国がどう政府統計の21世紀対応を進めていくかの基本的姿勢が問われた。その意味では、単なる普通名詞としての基本計画にとどまらず、今後策定されるはずの第二次以降の基本計画の方向づけをも与える別格の基本計画であることが期待されていた。言い換えれば、統計委員会には、「強力な司令塔」として日本の公的統計のより具体的な将来展望を提示することが今回の基本計画では求められていた。このような視点から見た場合、われわれは、今回の基本計画の中に、統計の現段階についての歴史認識、欧州統計システム品質宣言を初めとする国際動向などを踏まえた周回遅れの内実の確認さらには打開方向についてのどのような共通認識を読み取ることができるであろうか。

（２）拡大均衡を基調とする基本計画

今回の基本計画の基調は、依然として拡大均衡に期待した対処策となっている。それは、縮小する諸資源の中で拡大する質の高い統計を供給できるシステムをいかに設計するかという課題に正面から取り組む内容とは必ずしもなっていない。そこでは、単体的調査が依然として統計作成の中核的仕組みとして位置づけられており、調査によらない統計の確保・新統計の整備（リンケージ）への道筋の暗示さえ認められない。調査の共通基盤として条文化されたはずのビジネス・フレームについても、単なる名簿整備機能程度にしか捉えられていない。さらに、基本計画には、個々の研究関心、個別府省の統計改善といった個別的関心からの課題が多く列挙されている。その結果、府省の枠を超えて all Japan 的に取り組むべき課題として共通に対処すべき事柄（フレーム整備、行政記録、プライバシー対応など）への踏み込みは他の論点などと比較しても希薄であり、将来に向けてどのような data policy で臨むかについての強い意思が読み取れない。この点については、統計個票情報の情報性格さらには現在が統計の歴史展開の中でどのような段階にあり将来がどう展望されるかといった視点の欠如が、周回遅れの実態を見えにくくしているように思われる。

（３）取扱い面における著しい精粗

現段階で求められているのは、日本の統計の全体としての精度確保のための仕組みの構築に他ならない。それこそが今次の統計改革の本来目指していたものであったはずである。一次統計の精度改善なくして二次統計の推計精度の確保は期待できない。その点では、途上国も含めその整備がほぼ完了し、欧州を中心にすでに第二世代型に向けての取り組みが進行中であるビジネス・フレームの構築こそが、何よりも待ったなしの課題であるはずである。しかし現実には、社会の情報基盤を事実上 SNA に収斂させ、SNA を唯一の統計体系としてそれを軸に統計の整備を図るとというのが今回の基本計画の基調となっているように思われる。このような個別統計的視点を止揚し、わが国の政府統計の改善にとって何が要請されているかを自覚し、その実現に向けた処方箋を書くことなしには、わが国の公的統計の将来は展望できない。

今回の答申で決定的に欠落している周回遅れの具体的内容の再度の検討とそれに照らしたわが国の制約条件の洗い直し作業の中から、自ずと第二次基本計画が取り組むべき諸課題が浮き彫りにされるであろう。今後に向けてそのような論点を提供することこそが、歴史的・国際的視点という他にない比較優位を有する本会が本来果たすべき社会貢献であるように思われる。

〔参考文献〕

森博美(2008)「わが国における統計法制度の展開」『21世紀の統計科学Ⅰ』東大出版会

統計基本計画と地方統計 —利活用と活性化の方向—

菊地 進（立教大学）

はじめに

地方統計機構の抱える困難性については、『統計行政の新中・長期構想』（95年）、『統計行政の新たな展開方向』（03年）、『政府統計の構造改革』（05年）、『統計制度改革検討委員会報告』（06年）等においても指摘されてきた。調査環境の悪化が進む中、レジスターベースの統計の必要性が指摘されているが、当面はなお地方統計機構が実査を担う調査統計に依拠しなければならないところが大きい。

新統計法によれば、政府統計の地方集計のみならず、地方自治体作成の統計も公的統計と位置付けられ、地方自治体は、地域における「社会の情報基盤としての統計」の整備と利活用並びに提供に努めなければならない。

しかし、地方財政危機が一層深刻化し、県費による統計予算は削減の一途をたどり、職員の異動の激しさから、地方統計活動自体が危機的な様相を帯びてきている。新統計法下の「統計基本計画」では、第3章の「実査体制（統計専任職員等）の機能維持、国と地方の連携」において、現状と課題、取り組みの方向性をまとめているが、いまのところ「決め手がない」。

本報告では、多くの地方自治体（政策部門、統計主管部門）を実地に訪問してえられた知見をもとに、地方統計の利活用と活性化の方向を探ることにしたい。全国の地方自治体を見渡すと、個々には興味深い取り組みがなされていることも少なくなく、その理論化と普及、ならびに官学公の連携が模索されていくなれば、政府統計の土台の崩壊を多少とも食い止め、見直しへの契機を生み出しうるというのが報告者の認識である。

I. 基本計画における地方統計機構・地方統計への言及

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

2 統計リソースの有効活用

(2) 実査体制（統計専任職員等）の機能維持、国と地方の連携（平成21年度から実施）

- ・地方公共団体を經由する必要がある調査の範囲を精査・見直しの実施（各府省）
- ・地方統計機構の業務量を極力平準化する調整（総務省）
- ・地方表章の充実の計画的推進。上乘せ調査（客体数、調査事項）の支援（各府省）
- ・専任費制度の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直しの検討（総務省）平成22年度まで
- ・政策部門、人事・財政部門等に対し、所管する統計調査の具体的な利活用方策、統計の有用性等を周知することにより、地方統計機構が必要な人材を確保できるよう支援（総務省）
- ・統計調査環境に対応した統計調査員の役割の確定。処遇改善等の検討・実施（総務省）
- ・統計調査員の役割や社会的重要性の調査客体等への周知推進（総務省、関係府省）

II. 「地域経済活性化と統計の役割研究」プロジェクトでの調査を通じた認識

1. 地方自治体の現状

- ・社会経済状況の変化による地方財政の危機
- ・三位一体改革後の都道府県財政の削減

- ・「総人件費改革基本方針」、「行政改革推進法」に基づく地方公務員の削減
- ・PDCA サイクルに基づく行財政運営（計画とその進行管理、行政評価）
膨大な事務事業評価による疲労の蓄積（効果との見合い）
シンクタンク、コンサル委託予算の消滅→自ら考える

2.統計主管課の現状

- ・調査環境悪化による交付金を上回る実査負担
- ・県単予算事業（県費統計事業）の削減
- ・人員減とはやい人事異動 →負のスパイラル（実査機能低下・利活用力低下の危険）
- ・統計・統計調査の位置づけ

4.地方統計の利活用と活性化の課題

- ・利活用の好例の紹介は必要だが、それで利用が活性化するとは考えられない。統計活用の組織的な仕組みとキーパーソンの存在が必要。
- ・統計主管課配属となっても、その後の異動が速く、統計力が必ずしも身につくものでない。
- ・個別部局での統計利活用が求められており、計画策定時に最も活発化するが、単年度の行政遂行の中では必ずしも蓄積されず、異動と共に成果が雲散霧消する状況にある。

5.地方統計の利活用と活性化の可能性

- ・財政難の進行により、シンクタンク依存ができなくなり、3～5年に1回の計画原案策定が庁内職員自身の手によらなければならなくなっている。プラスの効果もある。
- ・責任感の自覚と地元の将来への危機意識から、職員自ら熱意をもって統計分析へ向かうことがある。
- ・その場合も、知事、市長、幹部の統計理解の中で初めて可能となる。
- ・計画策定時の統計利活用の成果がその後どう維持されるかが課題である。単年度の目標指標にもとづく地方行政運営では、計画策定時の統計利活用の成果が維持されない。
- ・こうした課題を克服するには、統計主管課をこえた全庁的な統計データ活用体制が必要となる。人員減、予算減の中で統計利用の活性化を図るには、そうした体制を考案する以外ない。

III.地方統計の利活用と活性化の方向

- ・「専任費制度の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直しの検討（総務省）」
⇒見直しがどこまで進むかが一つのカギを握っているが、全庁的に統計利用の位置づけがなされなければ効果はない。
- ・「政策部門、人事・財政部門等に対し、所管する統計調査の具体的な利活用方策、統計の有用性等を周知することにより、地方統計機構が必要な人材を確保できるよう支援（総務省）」
⇒周知する内容が単に統計利用の好例の紹介というだけではほとんど効果がない。
- ・一定の統計力は地方行政の全職員に必要とされるようになってきている。そうした認識の下に、全庁的・組織的な統計データ活用仕組みの構築が望まれる。事業主管課を含む地方行政のあり方、組織問題に踏み込んだ形で統計の利活用の必要性を提起することが不可欠となっている。そうでない限り地方統計活動の後退スパイラルは止められない。

新統計法といわゆる「基本計画」について

濱砂 敬郎（九州大学経済学研究院）

「周知のように、新統計法(2007年成立)によって統計委員会が設置され、統計政策の要となる『基本計画』が本年3月に決定された。新統計法と『基本計画』は、(1)政府統計の体系化のあり方(基幹統計と一般統計の関係等)、(2)統計主体(政府)と統計客体(企業・国民)の関係、および「統計主体」としての被調査者の権利義務、(3)中央政府と地方政府の関係等について多くの論点と課題を提起している。本報告では、そのような論点と課題について考察する。」(本年4月13日付の報告申込より、一部修正)

(1) 政府統計の体系化のあり方(基幹統計と一般統計の関係等)

新統計法は『基本計画』の内容を、政府統計全体の整備にかんして、「一 施策の基本的な方針、二 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、三 計画推進のための必要な事項」(第4条第2項)と規定し、『基本計画』も、それにそって第1章、第2章と第3章を設けている。また、基幹統計の重要性(第2条第4項)を公示し、「基幹統計に係る事項」は一般統計のそれと区別して『基本計画』に記載されること(第4条第3項)が定められているから、『基本計画』第2章「総合的かつ計画的に講ずべき施策」は基幹統計を中心に述べられている。基幹統計にたいする総務大臣の指定権(第2条第4項)を定め、統計委員会の意見聴取(第7条第1項)を義務づける条文も、それと同根の政府統計全体の整備にかんする措置規定であろう。

『基本計画』第2章は「第1節 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備、第2節 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項、第3節 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項」から構成されている。第1節では、国勢調査、国民経済計算と経済センサスの重要性が述べられている他は、①生産動態に関連する6つの統計の統合と1つの統計の廃止を除けば、既存の指定統計がそのまま基幹統計に移行することが、②「新たに」、または「将来に」基幹統計として整備ないしは検討する統計が答申されている。前者①については、基幹統計として存続する56個の指定統計群を調査方法的に考察し、これまでの統計調査の基準型(調査員調査)が後退しつつある状況と進展しつつある新たな状況を分析する。後者②では、新しい基幹統計候補群と既存の承認・届出統計(新統計法では一般統計に移行)やその他の事業報告等との関連性(統計需要の承認・届出統計による分散的「先取り」等)が引き起こす基幹統計の指定権にかんする論点を検討する。

『基本計画』第2章第2節と第3節にあるビジネスレジスター整備の課題や新しい統計群の拡充についても、上述①と②と同様な問題点を考察する。

一般統計の新設と改廃には、総務大臣の承認事項(第19条)として、基幹統計の指定審査事項(第9条第2項と第3項)が準用され、その適合要件(第20条第9項)として、二つの審査基準(調査の非重複性と技術的な合理性)が掲げられている。しかし、基幹統計と異なって、統計委員会の意見聴取はなく、承認のための審査では、調査内容・方法の調査目的にたいする必要・十分性(第2章第2節第1款基幹統計第10条第3項)が問われず、承認・届出統計群が抱えていた問題点は、

その是正措置が統計委員会と『基本計画』ではほとんど執られていないために、一般統計群にそのまま持ち越されている。承認統計群の問題点は早くから意識されてきたが、つぎのような指摘は、とくに承認統計群の特徴をよく捉えている。

「各省のセクショナリズムと機構全体自体の複雑さから生ずる混乱と重複は、官庁統計の相当な顕著な特徴である、統計調査について各省のいわゆる縄張りをとりのぞくことは困難であるばかりか、統計調査こそ各省の縄張りの第一線なのであって、これをまもることが他の行政分野における縄張りをまもるゆえんだ、という意識が各省間に支配しているように考えられる。」(美濃部亮吉・松川七郎編『統計調査総覧』(1956) 12 頁、および濱砂敬郎「統計調査体系論ノート」『経済学研究』 54 巻 4・5 合併号(1988)参照)

このような戦後統計機構の形成・確立期に、分散型統計システムが政府統計の作成と利用に「無政府性」をもたらすことが、統計行政の中核に位置する指導家の批判的な意識に登っていたことは注目すべきことである。さらに、統計システムの「無政府性」の拡大は、「統計主管部局の行う統計事業と、原局（一般の行財政部局・・・濱砂注）の行う統計事業とが、互いに足皮行的な進路をたどる」統計作成の「原局化」現象に進展する(工藤弘安「統計整備の現状と将来展望—統計制度の観点から—」『統計学』 41 号(1981)2～3 頁)。

本報告では、統計作成の「原局化」現象が、『基本計画』の課題となっている制度的な課題（調査業務の民間委託化）や基幹統計群に看取されるような調査方法的な問題点と相まって、統計システムに及ぼす影響とその方向性を検討する。

(2) 統計主体(政府)と統計客体(企業・国民)の関係、「統計主体」としての被調査者の権利義務

新統計法は、政府統計を「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」(第 1 条)と位置づけているが、国民の統計調査における権利義務関係を、回答(報告)と秘密保護について、調査主体(政府)側の権利(第 13 条第 1 項)と義務(第 17 条)として定めている。したがって、条文規定や『基本計画』をみるかぎり、国民は統計調査にたいする協力・理解を求められ、調査回答のデータ保護が保証される受動的な「統計客体」として位置づけられていることは旧統計法と変わらない。もちろん、国民が統計実践にたずさわる直接的な機会は非常に少ないから、国民の統計調査における権利内容を例示すると、つぎのような規定になろう。

「被調査者は、文書で、つぎのようなことについて通知を受けなければならない。

1. 調査の目的、種類および範囲、
2. 統計の秘密保護、
3. 申告義務の存在、ないしは申告義務の任意性、
4. (補助標識と調査標識の・・・報告者注)分離と抹消、
5. 調査委託者の権利と義務、
6. 申告回答にたいする拒否と抗告が遅延効果をもたないこと、
7. 住所データ体を作成するための補助標識と調査標識、
8. 連続番号と整理番号の意味と内容」(独連邦統計法第 17 条)

本報告では、政府統計の公共性（「社会の情報基盤」として公的統計）とこのような国民の統計主体として権利の観点から、新統計法と「公的統計」の課題を考察する。

(3) 中央政府と地方政府の関係

とくにセンサス統計において基本的な役割を担っている地方政府の統計主体としての問題点を、上述（2）におけると同様な観点から考察したい（本報告に関連する資料は報告当日紹介する）。

ESSにおける統計品質論とその実践ー日本の統計改革への示唆

伊藤 陽一（法政大学日本統計研究所・客員研究員）

はじめに ESSにおける統計品質論の概念・実践での一応の完成。日本への示唆を検討。

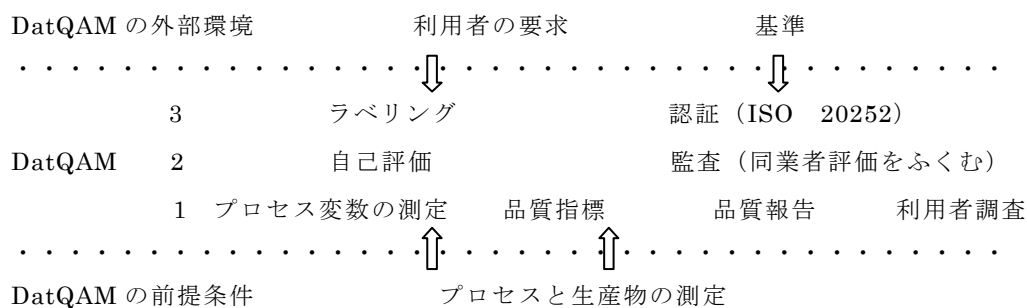
1 ESSの統計品質論の概念的全体像

- 1.1 原則（政府統計の基本原則，ESSの品質宣言）
- 1.2 統計品質評価枠組み（ヨーロッパ統計実践コード）
- 1.3 統計品質構成要素と品質評価指標
- 1.4 ESSの品質論の検討・評価

2 統計品質論の実践

2.1 実践の諸手段・道具の関係

データ品質評価方法（DatQAM）の地図（Eurostat(2007) *Handbook on Data Quality Assessment Methods and Tools* 図2に番号を挿入）



2.2 個別手段における前進

- (1) プロセス変数の測定 (2) 品質指標, (3) 品質報告, (4) 利用者調査, (5) 自己評価, (6) 監査（同業者評価をふくむ）, (7) ラベリングと認証

3 ESSにおける品質論と実践の全体的検討

3.1 成果

- ① **総合的枠組みの提起と総合的実践への取り組み** ESSでの統計品質論は、全体的概念的装置をほぼ用意し終え、これを具体的に実践するためのガイドラインやハンドブックを用意し、更に自己評価や同業者評価を進めて、good practiceあるいはbest practiceをくみ上げ、それを全体的に普及させるというサイクルをすでに開始しつつある。
- ② **統計品質論の概念的枠組みの提起** CoPの規定ー政府統計原則の弱さを克服
- ③ **品質評価枠組みの提起**
- ④ **実践の諸方法・道具の詳細な文書的提示**
- ⑤ **実践的取り組みー自己評価と同業者評価による成果-good practice, best practiceの汲み上げーと次の段階への取り組み**

3.2 幾つかの問題点

- ① 品質評価枠組みにおける幾つかの品質要素の外部化は妥当かー費用効率性を「組織的準備」

に置いている－、②品質構成要素の内容と分類は妥当か－適合性概念に曖昧さはないか－、③品質指標は妥当か－数量的指標に限ることでの制約－、④実践における各国統計間の不均衡、⑤ESS 統計の国際比較可能性の実現は－まだ十分とはいえない？

4 統計改革下の日本への示唆

(1) **統計品質論への取り組みの本格化・意識の強化・計画** 統計基本計画では統計品質への取り組みは 2009 年度に予定されている。国際的には統計品質は、1990 年代からの長い取り組み－原則の定着-枠組みの設定－品質要素の論議、2000 年代に入ってからの実践－を経て定着してきている。国際論議の機械的輸入ではなく、日本独自にどう進むべきかの国内論議を進めて、品質改善意識を全統計機関・統計活動に広げ、付け焼刃ではなく、日本なりの途を見出していく必要がある。(分散型、司令塔の機能の弱さ、「利用者本位」の見地・精神の不足・・・統計家の育成、日本の縦割り行政の弊害等をふまえて)。これらを急速に。おそらく第一期基本計画全期間での検討(学界をもふくめての研究・検討も要請されよう)と立案・実践へ移行を経て、第二期計画に及び、継続的改善を求められよう。全体的指針と同時に、統計職員教育、統計学教育、学界等での意識的推進も必要。

(2) **諸原則→品質評価枠組みの設定－品質構成要素、品質指標の選択** ①原則。政府統計の基本原則の不足を補うために、国際原則、さらには ESS では品質宣言、CoP を、その他の統計先進国では、独自の原則を定めている。新統計法は品質原則を一定程度うたっているがなお不十分。日本での必要は？ 統計品質論の独自開発の過程で、品質枠組みと別個に、あるいは両方を兼ね備えて、日本にそくした原則が必要かもしれない。

② 品質評価枠組みと品質構成要素と品質指標の選択。国際的には、品質構成要素はかなり共通しつつ、枠組み、品質構成要素の配列・優先度設定、品質指標等に相違がある。この違いは収斂する方向にある。この動向をふまえて、日本独自に、どう設定していくか。

(3) **品質論の実践** ①実践化へ向けての文書と計画。実践に向けての諸文書(ガイドライン、ハンドブック、諸書式)の作成と実施の年次計画

① 統計各機関での特に品質報告書の作成。主要統計調査の品質評価をふくむ立ち入った報告書の作成－これが逆に作成者の品質努力を刺激・促進する－が基本になる。その要点のサイトでの利用者に分かりやすい表示。(フィンランド、オーストラリア・・・)

② 自己評価－同業者評価の推進。自己評価にとどまるだけでは不足だろう。司令塔の責任のもとに、省庁横断的に同業者評価・第三者評価(外国の統計家をまじえて、あるいは国内の第三者をふくめた)を行い、good practice, best practice を迅速にくみ上げ、普及させることが必要だろう。

(4) **利用者本位の徹底** ①ウェブでの品質提示、②利用者調査、③利用者との対話・協力関係。

(5) **十分な資源と統計職員の参加意欲・研修**

(6) **統計生産者と研究界の交流・アジア・太平洋地域・国際的統計品質論議への合流**

(以上は網羅的なので、当日の報告では論点をさらに絞る予定)

文献 伊藤陽一訳著(2009)「ESSにおける統計品質論と実践」『統計研究参考資料』No.102(予定)

上記に示されている論文と文献参照

ワーキングプアと生活保障の体系

福島 利夫 (専修大学)

ワーキングプアの意味と実態

ワーキングプアとは、「働く貧困層」のことであり、働いているのだが生活保護基準以下の収入しか得ていない層のことである。したがって、直接的には収入、つまり賃金の低さが問題となる。

「ワーキングプア」を分解してみると、なぜ「ワーキング (働く)」と「プア (貧困)」という二つの言葉が結びつくのかという素朴な疑問が生じてくる。現代の日本は、普通に努力して働けば安定した生活が保証される社会ではなくなったのかということである。NHK スペシャル「ワーキングプア」(2006年7月23日)が取り上げたのは、この「努力」が実らない現実の姿である。

ワーキングプアは、全体の枠組としてはディーセントワーク (まともな労働) の視点からとらえることが必要である。ディーセントワーク (まともな労働) は、労働者の人権が保障されるとともに、働きがいのある労働であるかどうかが問われなければならない。そこで、賃金だけではなく、安定した雇用状態と労働時間も含めて安全な労働条件が確保されているかが重要となる。

したがって、「まともな雇用」、「まともな賃金」、「まともな労働時間」の三つの要素が一体となって検討される必要がある。そして、「正規雇用」と「非正規雇用 (半失業・不安定就業)」、「失業」についても、統一的な検討が必要である。これらの就業・失業状態の根底には、そもそも「雇用」につきまとう根本的な不安定性というものが存在している。資本・賃労働関係という対等ではない枠組を前提にして考えれば、「安定した雇用」という表現自体が一つの矛盾となっている。

以下は、5年ごとの正規・非正規の性別・被雇用者数の変化である。2000年から05年にかけての数値によれば、正規の男性の減少数と非正規の女性の増加数が等しいのが印象的である。

表1 5年前と比べた役員を除く被雇用者(非農林業)の増減の内訳(正・非正規別)

(単位 万人)

年	役員を除く被雇用者 (非農林業)	正規の職員・ 従業員(女性)	正規の職員・ 従業員(男性)	非正規の職員・ 従業員(女性)	非正規の職員・ 従業員(男性)
1985→ 90	371	54	91	174	51
90→ 95	408	108	181	99	19
95→2000	118	-80	-71	185	83
2000→ 05	107	-60	-193	193	167

出所:厚生労働省編『労働経済白書』2006年版、参考資料46ページより加工。

注1:原資料は総務省統計局「労働力調査特別調査」、「労働力調査(詳細結果)」

注2:1985年—2000年までは2月調査の数値で、2005年は1—3月の数値である。

なお、05年の役員を除く正規雇用の就業者数は3374万人であり、非正規雇用では1633万人である。両者の比は67.4%対32.6%となる。

「就業構造基本調査」2007年で、賃金分布は次のようになっている。

正規の職員・従業員総数	34,324.2 千人		女での割合	男での割合
100 万円未満	616.5	1.8%	4.5%	0.6%
100～199 万円	2,949.9	8.6%	18.0%	4.4%
200～299 万円	7,266.9	21.2%	31.3%	16.7%
パート総数	8,855.0 千人		女での割合	男での割合
100 万円未満	4,522.5	51.1%	53.5%	29.9%
100～199 万円	3,641.0	41.1%	40.2%	49.4%
200～299 万円	537.4	6.1%	4.9%	16.0%
アルバイト総数	4,080.0 千人		女での割合	男での割合
100 万円未満	2,352.9	57.7%	66.4%	49.1%
100～199 万円	1,226.4	30.1%	26.2%	33.9%
200～299 万円	372.6	9.1%	5.5%	12.7%

「就業構造基本調査」2007 年で、週間就業時間分布（年間 200 日以上）は以下になっている。

正規の職員・従業員総数	31,919.8 千人、	うち女 9,618.3 千人	うち男 22,301.5 千人			
パート総数	4,957.5	4,439.7	517.7			
アルバイト総数	1,409.6	659.3	750.3			
女	30 時間未満	30～34	35～42	43～48	49～59	60 時間以上
正規の職員・従業員	2.8%	2.8	40.0	30.0	16.1	8.0
パート	46.1	15.9	25.8	7.6	3.1	1.4
アルバイト	37.4	12.5	29.6	11.9	5.8	2.7
男	30 時間未満	30～34	35～42	43～48	49～59	60 時間以上
正規の職員・従業員	1.1%	0.9	25.2	28.9	24.8	18.8
パート	26.8	11.4	32.0	16.9	8.1	4.3
アルバイト	21.0	9.8	28.7	21.0	12.6	6.4

日本での生活設計の枠組の変化と生活保障の体系

「家族」と「会社」による生活保障機能の不安定化に見合った国家の役割の見直しが必要である。これまでの生活設計の枠組は「賃金依存」型であり、「会社依存」型、「小さな政府」型であった。「賃金依存」型の生活設計であるにもかかわらず、最低賃金制は極めて不十分であり、憲法第 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が保障される水準に到達していない。

賃金だけに依存する生活設計ではなく、社会保障全般および教育や住宅についても、国家による保障という社会的・公共的な生活設計のあり方が今後の方向として目ざされるべきであろう。そこでは税と社会保障の制度全体の見直し求められる。また、皆年金・皆保険制度のためにも、社会保険と社会扶助（ex.雇用保険と失業手当）の組み合わせが必要である。

参考文献：日本学術会議・社会学委員会経済学委員会合同・包摂的社会政策に関する多角的検討分科会「提言 経済危機に立ち向かう包摂的社会政策のために」2009 年 6 月 25 日

岩井浩・福島利夫・菊地進・藤江昌嗣編著『格差社会の統計分析』北海道大学出版会、2009 年

非正規雇用の増大とワーキングプア ―― 間接雇用を中心に

伍賀 一道（金沢大学）

I 間接雇用の肥大化とワーキングプア

働いているにもかかわらず生活保護水準以下の所得しか得ることができないようなワーキングプアが非正規雇用の増加とともに拡大した。2002年から07年までの「史上最長の好況期」に完全失業率は改善したものの、正規雇用の減少、非正規雇用の増加は続き、労働者全体に占める非正規雇用比率は07年に35.6%に達した（「就調」）。非正規雇用の内部構成に着目すると、絶対数ではパートタイマーが圧倒的な多数派であるが、伸び率では「労働者派遣事業の派遣社員」が群を抜いている。非正規雇用のなかで間接雇用の伸びの大きさを示している。

今日のワーキングプアは派遣労働や業務請負などの人材仲介業者（労働者派遣業者、業務請負業者）が関与する間接雇用の拡大と密接な関係がある。規制緩和による間接雇用の拡大をとおしてワーキングプアが増加するメカニズムが形成されている。間接雇用を利用する派遣先企業あるいは注文主（ユーザー）は事業に必要な労働者を直接雇用することなく、人材仲介業者から提供された労働者を活用できる。

労働分野の規制緩和は労働者保護のルールを緩和すると同時に、労働者保護の視点から設けてきた公的施策（公的職業紹介業）の一部を営利事業にゆだねることを容認し、人材ビジネス産業の成長を促した。それは非正規雇用の増加自体をビジネスの目的としている。

人材仲介業者は産業予備軍のプールが形成されている北海道、東北、九州、沖縄などから求職者を掘り起こし、関東、東海、関西地域の製造現場に動員、配置してきた。つまり、人材仲介業者は産業予備軍のプールから労働力をくみ上げ、大小の製造現場に供給するポンプとパイプの機能を果たしている。製造業務への派遣解禁によって派遣労働者の地域間移動が広がった。派遣先企業での一定期間の就労の後、別の仲介業者に移る労働者、出身地に帰る人、別の派遣先地域に移動する人など、派遣労働者は地域間移動をとめないながら就労と失業の間を往復している。

II 政府統計は流動化する労働者をどこまで捉えているか

では間接雇用形態で働く労働者は一体どのくらいの規模になるのだろうか。派遣労働者は「就調」（2007年）によれば161万人、「労調」（詳細集計2008年平均）では140万人である。ただし、「派遣切り」の影響で09年以降、派遣労働者は減少傾向にある。

間接雇用のいま一つの形態である業務請負の労働者はどこに含まれるのだろうか。「就調」や「労調」の雇用形態は勤め先での呼称によって区分されており、業務請負労働者も派遣先（注文主）ではしばしば「派遣社員」と呼ばれている。したがって、彼らの一部が「労働者派遣事業所の派遣社員」に含まれている可能性はある。厚生労働省「労働者派遣事業の平成18年度事業報告」では派遣労働者数は常用換算で152万人である。それゆえ「労調」や「就調」の派遣労働者（140～160万人）のなかに、100万人は下らないと言われる請負労働者が多数含まれるとは考えにくい。請負労働者は「パート」、「アルバイト」、「契約社員・嘱託」、「その他」などの非正規雇用の

中に、さらに「正規職員・従業員」のなかにも紛れ込んでいると思われる。

同時に検討すべきは、「就調」や「労調」は、流動化する労働者（その多くが間接雇用）を十分捉えきれていないのではないかという点である。「就調」や「労調」では、通常の住居の他に、施設や寮、マンスリーマンションなどの入居者や、ホテル、ネットカフェの長期滞在者（3ヶ月以上滞在）も調査対象に含めることになっているが、流動化する労働者は調査対象を抽出するための名簿にどこまで含まれているだろうか。また調査票回収率はどの程度だろうか。「就調」や「労調」で把握できる労働者のほかに、地域を越えて流動する短期雇用の労働者や、一定の住まいを持たずに就業と失業を繰り返す労働者が少なからず形成されていると考えられる。

Ⅲ 「雇用と失業の中間形態」の実態に迫る貧困調査を

（１）1950年代の潜在失業論

第2次大戦から1950年代末まで、日本社会は失業と貧困問題の解決に正面から向き合っていた。当時の完全失業率は2%台にとどまっていたが、その背後には膨大な規模の「不完全就業」（潜在失業）が控えていた。そうした状況では近代的な雇用政策が有効に展開しえないという認識に立ってその転換を図ること、すなわち、「失業者」と「就業者」との区別を明確にして、その上で失業者対策を講ずることの意義を政府も認めた。本来は「失業者」でありながら現象的には「就業者」であるような「中間形態」（「不完全就業」）を排除しようとしたのである。それは福祉国家をめざす潮流とも関わっていたが、それに向けて提起されたのが経済成長政策であった。重化学工業を中心とする産業構造に再編し、そこに、小零細企業、商業、サービス業などに滞留している低所得の不完全就業者を移動させる政策であった。

（２）近年の「雇用と失業の中間形態」とワーキングプア

上記のような展開と対照的なのが1990年代後半から近年までの規制緩和・構造改革政策である。これは「雇用と失業の中間形態」（非正規不安定就業）の創出をビジネスモデルとする人材仲介業の積極的活用をめざし、労働者派遣事業の自由化を推進した。非正規雇用は雇用の安定性や賃金水準、それに社会保障の適用状況などから見て、正規雇用に近い層から、失業者に近い層まで多様な広がりを見せている。それゆえ正規雇用と非正規雇用との境界は明確でなく、また非正規雇用と失業との境界も鮮明に区分できない。失業問題はこのような「中間形態」（ワーキングプア）の存在によって隠蔽されている。この点では1950年代の状況と似ているが、当時との違いは、「中間形態」を縮小する政策を提起するか、それとも失業を潜在化する「中間形態」の積極的活用を図るかである。

（３）貧困調査の課題

今日、構造改革政策がもたらした貧困と格差の拡大、ワーキングプアの増加に対する国民の批判の高まりを背景に、そこからの転換を求める機運が高まっている。報道によれば、来年度、厚生労働省は「国民生活基礎調査」のデータを活用して貧困の実態調査を行う方針とのことである。実現すれば貧困調査としては1960年代前半以来の実施となる。貧困調査の実質化にとって、Ⅱで述べた流動化する低賃金労働者（ワーキングプア）にどこまで接近できるかが鍵となろう。

日本のワーキングプアの規定と推計

村上 雅俊（関西大学）

1. はじめに

本報告は、一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センターで提供している『就業構造基本調査』（1992・1997・2002年）の秘匿処理済マイクロデータによる「日本のワーキング・プアの推計」（申請者：岩井浩，共同利用者：村上雅俊）をもとにした報告である。本報告では、①岩井・村上(2007abc)に対する幾つかの指摘を受け、より厳密に日本のワーキングプアを規定する。そして、②より厳密な規定によって捉えた日本のワーキングプアの推計結果と、そこから読み取ることの出来る日本のワーキングプアの特徴を提示することを目的とする¹⁾。

2. 最低生活基準の規定-最低生活基準の規定と利用データ-

岩井・村上(2007abc)で提示した日本のワーキングプア規定の原則を本報告でも踏襲する。すなわち、第一に、貧困であるか否かを世帯所得と世帯の最低生活基準の比較によって行い、貧困世帯を特定する。そして、第二に、貧困世帯に属しており、通常(3ヶ月以上)労働市場で活動(就業・失業)している個人をワーキングプアと規定する²⁾。この推計方法の詳細部分について、いくつかの問題点が指摘された。第一に、貧困の判断のために用いる生活保護基準が、生活扶助第一類と第二類の合計のみで算定されており、各種加算・扶助が考慮されていない点に問題があるという指摘である[例えば駒村(2008)]。各種の扶助・加算の適用には、世帯状況の把握が必要である。そこで、『就業構造基本調査』から判断できる限りにおいて各種扶助、加算を含めることとした。具体的な最低生活基準の算定方法は図1のようになる。

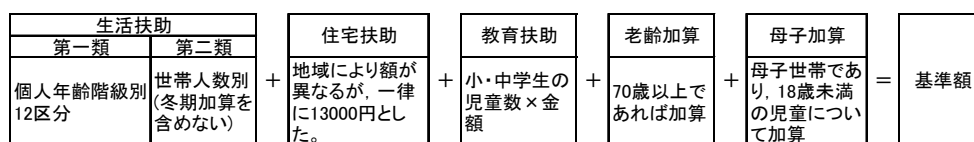


図1 最低生活基準に含めた各種の扶助と加算

加えて、認定収入額(認定所得)の問題も指摘された[同上]。生活保護受給の際には、当該世帯の収入合計から控除(勤労・基礎)、税、社会保険料等を除いた収入額が認定される。この収入額と生活保護基準額が比較され、その差額が支給される。しかし、『就業構造基本調査』の世帯所得はカテゴリカルデータであるため認定収入額を推計することは困難である。よって、最低生活基準と世帯総所得の比較から貧困世帯の規模を推計した。そのため、世帯貧困率、ひいては、結果として表れるワーキングプアの規模が過小であることや、その構成に歪みがあることは否めない。

¹⁾ 本研究は、平成21年度科学研究費補助金(若手B)「先進諸国におけるワーキングプアの国際比較研究」【課題番号:21730179】助成を受けたものである。

²⁾ 近年の日本の状況から、失業貧困と低所得による貧困との区別を重視することが妥当であるという福原(2008)の指摘がある。

3. 労働市場での活動の規定-労働市場での活動の規定ならびに就業希望意識-

岩井・村上(2007abc)に対する第二の指摘は、推計結果に、学生など、労働市場での活動が主でない層が含まれる点に問題があるという指摘である³⁾。この指摘に対して、本報告では①学生を除き、②仕事の主であるか否かを変数として導入した。加えて、日本のワーキングプアの就業意識を捉えるため、転職・追加就業希望があるか否かも変数として導入した。この処置により、3ヶ月以上、主に労働市場で活動しており、貧困状態にあり、他に仕事を持ちたい・追加就業したいがそれが適わない層がワーキングプアとして本報告の推計結果に表れることとなる。

4. 日本のワーキングプアの推計結果とその特徴

推計結果を失業・就労貧困率と構成比(Poverty Share)から検討する。失業・就労貧困率は、全体で3.7%(1992年)から6.2%(2002年)へと大きく上昇した。学生を除いたため、岩井・村上(2007abc)の推計結果よりも失業・就労貧困率は低下したが、ワーキングプアの急増は本報告でも確認できた。また、基準に各種加算・扶助を含めたため、女性、中年層女性、高年齢層の失業・就労貧困率が総じて高くなった。ただし、若年層の比率は2002年において上記の層に迫る高さを示すようになった。紙幅の関係上、ここでは、表1に、現在の不安定就業の一形態を測定するための指標として用いられる「転職・追加就業希望」⁴⁾と雇用形態をクロスさせた推計結果(構成比、ワーキングプアと全体)を示す。

表1 雇用形態別に見た転職・追加就業希望者(ワーキングプアと総数の構成比比較)

		構成比 (単位: %)											
		失業・就労貧困者			うち転職・追加就業希望			総数			うち転職・追加就業希望		
		合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性
1992年	雇用形態												
	合計	100.0	43.1	56.9	22.5	9.9	12.7	100.0	61.0	39.0	11.1	6.4	4.7
	民間の役員	2.7	2.1	0.6	0.4	0.3	0.1	7.7	6.0	1.7	0.4	0.3	0.1
	正規の職員	46.8	26.4	20.4	9.0	5.1	3.9	73.7	50.6	23.1	7.9	5.3	2.6
	パート	29.4	2.3	27.1	6.7	0.4	6.3	11.5	0.6	10.9	1.5	0.1	1.4
	アルバイト	11.5	6.2	5.3	4.2	2.5	1.7	3.1	1.4	1.7	0.8	0.4	0.4
	嘱託など	1.7	1.0	0.7	0.4	0.3	0.1	1.7	1.1	0.6	0.2	0.1	0.1
	派遣社員 その他	0.4 7.5	0.2 5.0	0.2 2.5	0.1 1.7	0.0 1.3	0.1 0.4	0.3 1.9	0.1 1.2	0.2 0.7	0.1 0.3	0.0 0.2	0.1 0.1
2002年	雇用形態												
	合計	100.0	38.9	61.1	38.1	16.6	21.6	100.0	57.7	42.3	18.6	10.4	8.2
	正規の職員・従業員	31.2	18.5	12.7	8.3	5.1	3.2	69.8	49.4	20.4	10.5	7.5	3.0
	パート	36.5	3.1	33.5	10.8	1.1	9.7	15.8	1.2	14.6	2.9	0.3	2.6
	アルバイト	19.1	10.3	8.8	14.1	7.7	6.4	6.0	2.9	3.1	3.1	1.6	1.5
	労働者派遣事業の派遣職員	1.8	0.5	1.3	1.0	0.3	0.7	1.4	0.4	1.0	0.5	0.2	0.3
	契約社員・嘱託	6.1	2.9	3.2	2.2	1.1	1.2	5.0	2.7	2.4	1.1	0.5	0.6
	その他	5.3	3.6	1.7	1.6	1.2	0.5	1.9	1.1	0.8	0.4	0.2	0.2

ワーキングプアであり転職・追加就業希望がある者の構成比(Poverty Share)は、総数のその2倍以上になっている。特にパート、アルバイト就業者における違いが顕著である。加えてその差は、1992年よりも2002年で顕著になっている。2002年の総数において、パート・アルバイト(転職・追加就業希望)の構成比はそれぞれ2.9%、3.1%であるが、ワーキングプア(転職・追加就業希望)の構成比は、10.8%、14.1%であり、大きな違いを確認できる。

(詳しい資料等は大会当日に提示させていただきます。)

³⁾ 例えば、佐賀(2007)は、ワーキングプアを個人単位で捉えた上で、自ら就労時間を調整した結果、低所得となっている層をワーキングプア(の推計)から除外する必要性を指摘している。しかしながら、その判断を『就業構造基本調査』から行うことは困難である。ただ、「仕事の主従」で一定の判断を行う事は可能だと考える。

⁴⁾ ILOを中心とした不完全就業の測定論議の展開については、例えば、岩井(1995)、岩井(2002)を参照。

無償労働評価と諸政策とのつながり

橋本 美由紀（法政大学大原社会問題研究所・非常勤）

はじめに

本報告の課題は、無償労働の評価と、男女平等や労働および税等に関する諸政策との関連を検討することである。

無償労働が特に女性運動とともに実に多く語られ、無償労働の評価が多く行われてきているのであるが、それらの試み—無償労働の「評価」—が、経済・社会政策、あるいは男女平等政策の立案・監視・評価と、どのように具体的に関連するのかの論議は意外に少ない。無償労働の評価が各国で必ずしも強力には推進されていない理由の一部分は、(i)評価方法の選択やデータの不足、(ii)サテライト勘定体系についてはさらに詳細な処理を要求される等の手法・技術的な諸問題が存在することがある。しかし、他方で、報告者には、無償労働の評価が、具体的にどういった政策・計画につながり、それら政策・計画の実施が、現実の社会・経済問題の解決とどう関連するかが明示されていないことにも理由があると思われる。

そこで、無償労働（評価）と政策との関係について先行する論議のうち、最も広くこの関係を論じた4つをとりあげ、筆者なりに成果と問題点としてまとめてみた。さらに既存の研究の総括をふまえて、今後、各政策との関連での無償労働の評価がどこまで行われるべきかを検討した。

1. 無償労働（評価）と政策との関連に関する既存研究の全体的検討と評価

1.1 無償労働と政策との関連に関するこれまでの論議の概観 特に無償労働と政策との関連について詳細に論じている、M.ブルイン-フント、J.スウィーベル、APEC 人的資源ワーキンググループとI.バッカー、ESCAP 統計部の4研究者（機関）の主張を概観する。

1.2 既存研究の成果 (1)無償労働の測定の政策的目的の検討、(2)大前提として無償労働データを作成することの重視、(3)無償労働関連政策の広い指摘、(4)政策の基礎にある対象家族モデルと福祉国家のタイプの指摘、(5)政策の有効性・問題点の評価、(6)無償労働の「評価」と政策立案との関連への示唆、があげられる。(3)と(5)については、一覧表にまとめ説明を加えた(表は当日配布)。

1.3 既存研究の問題点 (1)無償労働と政策との関連における目的論議の不足、(2)前提される家族モデルおよび福祉国家のタイプの提示の不足、(3)目的への経路の説明不足、(4)政策の有効性の評価の不足、(5)無償労働の「評価」と政策との関連の検討不足、が指摘できる。特に、(5)について、既存研究のほとんどは評価問題を自覚的には検討していない。無償労働の「評価」は、これまで貨幣評価をめざし、さらにより複雑な形態のサテライト勘定を追及してきた。しかし、既存研究で検討されている諸政策は、必ずしも複雑な貨幣評価を必要とせず、生活時間量のある程度正確に示すことで足りる場合があるように思われる。そこで、政策の種類別に必要な無償労働の評価データは何かを整理することが次の課題となるだろう。

2. 無償労働評価と政策の関連に関する今後の検討方向

既存の研究についての総括をふまえて、今後、各政策との関連での無償労働の評価がどこまで行われるべきかを検討し、一覧表にまとめた(表1)。以下、政策立案・評価の基礎データとして、第一に生活時間調査が必要、第二に生活時間データとともに無償労働の貨幣評価も必要、第三にサテライト勘定による貨幣評価データまでが必要、という3段階(レベル)に大別し、それぞれの段階(レベル)について説明する。

2.1 生活時間（調査）データを必要とする段階（レベル） 大前提として、生活時間データその

ものを提示すること、「無償労働の可視化」政策がある。さらに生活時間調査の結果データが、(i) データ自体がそのまま利用される場合と、(ii) 貨幣評価において時間データとしてさらに加工して利用する場合とに分かれる。

2.2 無償労働の貨幣評価データを必要とする段階（レベル） 無償労働の貨幣評価は、特にインプット法の場合、上記の(ii)のように生活時間データを使用し加工して評価を行うことになる。貨幣評価を求めるケースは、さらに世帯サテライト勘定にも発展するのであるが、ここではそれを除いて論じる。

2.3 世帯サテライト勘定を必要とする段階（レベル） 現段階で世帯サテライト勘定を必要とするのは、これまでの経済学・社会科学が無償労働を無視して社会の設計を行ってきた不備を埋めるために無償労働の貨幣評価を行い、さらに世帯サテライト勘定に発展させていく場合である。実践例は少ないが、世帯のタイプごとに世帯生産の評価額を算出して、分析を行っているフィンランドの例を紹介する。

表1 無償労働に関わる政策と無償労働の評価の必要度

政策	無償労働の評価の必要度		
	生活時間調査	無償労働の貨幣評価	世帯サテライト勘定
主婦への賃金(家族賃金を含む)	◎	◎	
負の所得税(ベーシック・インカム)	○	○	
無償労働の可視化			
生活時間調査の実施・強化	◎		
生活時間調査の国際比較可能性、標準化した概念と定義の使用	◎		
生活時間調査の地域的状況に向けて改訂国連試験的活動分類の採用	◎		
無償労働の価値の貨幣的帰属計算、無償労働のサテライト勘定の作成	◎	◎	◎
生活時間調査を実施するか、定期的世帯調査への生活時間項目の挿入	◎		
無償労働と予算、社会的部門の公共支出。	◎	○	
有償労働と無償労働の同等の分かち合いのための政策			
家族政策			
出産休暇	○	○	
育児休暇、親休暇	○	○	
災害休暇	○		
公的保育	○	○	
介護休暇	○	○	
家族休暇	○	○	
助成を得た家でのケア	○	○	
母親と子どもの医療費への財政援助	○	○	
ボランティア	○	○	
所得政策			
家族手当(賃金)の廃止	○	○	
労働市場政策			
機会均等	○		
ポジティブアクション	○		
パートタイム労働	○		
ジョブシェアリング	○		
フレックスタイム	○		
労働時間短縮	○		
テレコミュニケーション	○		
家族にやさしい政策をとる企業への奨励			
構造調整政策			
ワークフェア	○	○	
地位向上のための直接政策			
訓練、相談、仕事種・発言での同等、セクハラ防止、労働時間の柔軟化			
賃金政策			
同一価値労働同一賃金(コンパラティブワース、ペイ・エキティ)			
税			
所得税システム(無償労働への課税)	◎	◎	
税体系におけるジェンダーバイアスの解消(税の個人化)	○		
物品税、無償労働の市場商品による代替に関する税政策			
女性労働者に対して育児・扶養による税控除	○		
社会保障			
社会保障のジェンダーバイアスの解消	○		
生計維持者への補助金の廃止	○		
社会保障の資格審査の範囲の再考			
国家援助法の下での(公的扶助のための)資力調査の廃止			
老齢年金を各自の権利とすること			
無償労働の有償労働化の促進	○	○	
人的資源管理(開発)	○	○	
ボランティア地域社会労働に関する政策	○		

出所:資料Bruyn-Hundt(1996), Swiebel(1999), Bakker(1999), ESCAP(2003)から筆者の見解を加え作成。

注:◎は必要性が高い場合、○は必要性が中位の場合、空欄は無くてよい場合である。

ESCAP におけるジェンダー統計活動の到達点と今後の課題

杉橋 やよい (金沢大学)

1. はじめに

本報告の課題は、国連のアジア太平洋経済社会委員会 (Economic and Social Commission for Asia and the Pacific: ESCAP) 一とりわけ統計部 (Statistical Division) 一のジェンダー統計活動の経過を振り返ることでその到達点を確認し、課題を提起することである。

国際的ジェンダー統計活動は北京女性会議以降顕著な前進が見られない (例えば『世界の女性 2005—統計における進展—』) という認識のもと、2006 年から、国連統計部を中心にした、世界規模でのジェンダー統計活動の再活性化の動きがある (法政大学 日本統計研究所 2009)。ESCAP に着目すると、統計部のジェンダー統計活動は、1995 年の第 4 回世界女性会議を境に活発だったが、近年停滞気味である。しかし、例えば ESCAP の Emerging Social Issues Division の下にある Gender Equality and Empowerment Section が、ジェンダー平等政策との関係でジェンダー統計研究を行っている。また、地域の UNDP や JICA などの援助機関が、地域のジェンダー問題を捉え、ジェンダー平等を実現するために、ジェンダー統計活動を展開しているケースもある。

本報告では、報告者が ESCAP を訪問して得た情報を援用しながら、北京女性会議後の ESCAP におけるジェンダー統計活動に着目する。なお、北京会議前後については杉橋(1996)「ジェンダー統計の国際的展開と日本の課題」『女性労働問題研究』No.30, pp.32-36 を参照されたい。

2. UNESCAP のジェンダー統計活動—北京会議以降—

2.1. 会議・ワークショップ

2000 年以降の ESCAP 統計部 (主催/共催) による、ジェンダー統計に関する会議やワークショップは少ない。2000 年前半には、ジェンダー統計全般についてのワークショップが ADB や UNIFEM などと共催で取り組まれていた。最近では、女性に対する暴力に焦点をおいている

(2008 年 10 月 1~3 日に “Expert Group Meeting on Gender Statistics and the Use of Violence against Women Indicators in Support of the CEDAW and the Beijing Platform for Action” をバンコクで開催)。国連の「女性への暴力」に対する取組みは CEDAW を中心に古くからあったが、2006 年に国連事務総長報告で暴力についての調査の必要性がアピールされ、同年国連総会で暴力関連指標の構築が強調されたという背景がある。さらに、2009 年の国連統計委員会においても指標開発が採択されたので、今後「女性に対する暴力」に関するジェンダー統計研究・活動の取組みが一層深まることが予想される。

2.2. ジェンダー統計冊子の刊行

¹ 1996 年、そして 2003 年から計 4 回 ESCAP 統計部などを訪問し、ジェンダー統計活動について情報収集を行ってきた。その一部は、GSS ニュースレター No.1 と 7、17(予定)に掲載している。なお、この場を借りて、統計部の Andrew Flatt、Lene Mikkelsen、Alexander Patricia、Haishan Fu、Andres Montes、UNDP タイ事務所の Tongta Khiewpaisai(敬称略)にそれぞれインタビューや資料の提供などでご協力いただいたことに感謝申し上げたい。

統計部では、北京会議後にジェンダー統計冊子を多数発行した。例えば、*Statistics on Women in Asia and the Pacific* (1999)や、17の国と地域のCountry Profile (Women in 国名)を1995～1999年まで発行し続け、その後、2005年のBeijing+10に向けて*Gender Equality and Empowerment: A statistical profile of the ESCAP region*を発行した。その後は、生活時間調査を用いて無償労働の貨幣評価や政策への反映を意識した*Integrating Unpaid Work into National Policies*を出版した。

ジェンダー統計については、ESCAPのEmerging Social Issues Divisionが、北京行動綱領の実施に向けて、統計を活用する動きがある。1つは、2003年に*Gender Indicators for monitoring the implementation of the Beijing Platform for Action on women in the ESCAP region*において、ESCAP地域の理想的な指標体系を提示し、かつ統計指標の意義と限界についても触れている。2008年には*Promoting Gender Equality and Women's Empowerment in the Asia-Pacific: Linking the Millennium Development Goals with the CEDAW and Beijing Indicators*, Gender and Development Discussion Paper Series No.20では、MDGsにおけるジェンダー関連指標は限られているため、強化するためにもCEDAWと北京行動綱領をリンクすることが重要という認識の下で、これら3つの施策をリンクさせることで総括的な指標が整理して提示されている。

2.3. ジェンダー統計活動の障害

①財政的・人的リソースの不足。国連の統計部のジェンダー統計活動の不活発化の最大の要因は逼迫した財政状況であり、次に人手不足である。統計活動を進め国際的動きと足並みをそろえるためにも、経常的な予算ではこなせず、外部からの資金獲得が必至となっている。

②統計部とその他の部局との連携が弱い。Emerging Social Issues Divisionのジェンダー統計活動(例えば上記2冊)と統計部との連携は取れていないため、全体としてジェンダー統計を進めることになっていないのではないかと?

3. UNDP や JICA によるジェンダー統計活動支援

タイのUNDPやUNIFEMがジェンダー統計活動を支援し、2000年以降ジェンダー統計冊子を複数発行してきた。ジェンダー統計関連データはタイ統計局のHPから入手できる。

JICAが、2004～2007年にかけてカンボジアに対しジェンダー統計活動を支援し、この間教育訓練以外に3つのリーフレットと1冊のブックレットを作成した。

しかし、タイやカンボジアにおいても、支援終了後各国担当部署が継続的にジェンダー統計活動を展開するのは、ジェンダー統計のCapacityが不十分なため、難しいのが現状である。

4. 課題

2007年12月の第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合で採択された「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」でもジェンダー統計の必要性が謳われた。主な今後の課題は次の4つだろう。①ESCAP統計部については、簡単ではないが、経常的にジェンダー統計活動ができるような人的・財政的リソースの確保。②各国の政府統計局内の、ジェンダー統計の必要性の認識を高めること。③援助機関の関心と各国の関心が一致しているのかどうか丁寧に検討する必要がある。④②と③を行うためにもアカデミーとの協力が必要不可欠である。

国立女性教育会館におけるジェンダー統計プログラムの成果と課題

中野 洋恵（国立女性教育会館）

1 はじめに

男女共同参画社会基本法が公布・施行されてから10年が経過した。男女共同参画社会基本法の13条の男女共同参画社会差の形成を促進するための総合的で基本的な計画を策定すべきという規定のもと平成12年に「第一次基本計画」が確定され、平成17年には「第二次計画」が確定された。計画の中では数値目標が明示され、男女共同参画統計が不可欠となっている。

また、全国の都道府県市町村でも男女共同参画プランの作成、改訂のなかで、プランには数値目標が記載されるようになり、プランの作成、改訂のために、また男女共同参画の進捗状況を評価するために男女共同参画統計の重要性が増している。しかし男女共同参画統計の理解不足やデータの不足など男女共同参画行政の現場では多くの課題を抱えている。

国立女性教育会館では2003年に『男女共同参画統計データブック』を創刊してから3年ごとに内容を見直して刊行するとともに、データブックを活用したプログラムを国立女性教育会館の研修や都道府県市町村と連携した研修を続けている。本報告ではこれまでの国立女性教育会館の経験を振り返ることで課題を提起したい。

2 男女共同参画統計に関する研修機会

2-1 都道府県レベルで進む男女共同参画統計の整備

都道府県レベルにおいては男女共同参画統計の整備が進み、〇〇県男女共同参画データブック、〇〇男女共同白書といった紙媒体の作成、ウェブサイトでの公開が行われている。国立女性教育会館でのワークショップや都道府県の男女共同参画センターでの講座などを通してデータの収集方法や提示方法を学習した男女共同参画部署やセンターの職員がデータ集を作成している。いくつかの県での実例や作成のプロセスに関する情報交換が可能なこと、また大学等との連携によって統計の専門家のサポートを受けられることなどから整備が進んでいると考えられる。

2-2 市区町村レベルでの男女共同参画統計の整備

しかし、問題は生活に最も近い市区町村における男女共同参画統計の整備である。市区町村の男女共同参画統計の整備を進めるために平成18～19年にかけて国立女性教育会館では行政職員・女性関連施設職員・団体等と連携した実験ワークショップを実施した。

2-2-1 埼玉県鶴ヶ島市

参加者 市役所の16の部署から職員

第1回：「男女共同参画とは何か」男女の違いに着目した統計とは何か、基礎を学ぶ。

第2回：「日本の男女共同参画状況を把握する」データブックを使って、日本の現状から課題を把握する。

第3回：「鶴ヶ島市のデータを使う」鶴ヶ島市のデータを使って、地域の現状と課題を把握する。

2-2-2 東京都三多摩

参加者 14市の男女共同参画部署、男女共同参画センターの職員

第1回：男女平等参画施策を推進する上で、男女共同参画に関する統計の整備状況、課題となっていることなどについての意見交換

第2回：男女共同参画に関する統計指標について（講義&質疑応答）・ディスカッション

第3回：参加者の市の男女共同参画に関する統計データを集め報告・ディスカッション

2-2-3 東京都北区

参加者 男女共同参画推進ネットワークのメンバーを中心とした市民

第1回：男女の違いに着目した統計とは何か、基礎を学ぶ。

第2～4回：『男女共同参画統計データブック』と使ったワークショップ

第5回：「北区のデータを集めて活かす」北区役所、図書館などでのデータ調べの結果報告

2-3 実験プログラムの成果

実験プログラム実施後の参加者へのアンケートからは「統計の大切さや見方、活用の方が理解できた。これは男女共同参画を進める上で必要な手法だと実感した。」「男女共同参画の施策を推進するにあたって、本市の様々な統計を使って啓発を行ないたいと思っている。」「来年度計画を策定する予定ですが、具体的な指標を考慮しながら策定する大切さが理解できた。」など男女共同参画統計の理解が進んだということがわかった。また「統計の読み方、表の作り方にすぐに役立つ。」「事業の企画や事業実施後の評価の際、必ず統計データにあたることを習慣化するのに役立った。」「これからの行政には、情報と統計を活用し、限られた予算と人数で、効率的に行なわなければならない。どの部署においても、さまざまな情報の蓄積と分析に活用したい。」といった仕事のへの活用可能性もあげられた。

しかし、市区町村レベルでデータを探ることが極めて困難である、また、市町の場合には男女共同参画担当している職員が男女共同参画以外の業務も抱え多忙な状態であり、データ探しのできる時間を取ることがむずかしい、担当者の異動によって業務がうまく継続されないなど、行政職員は多くの課題を抱えており、データ集の作成やデータの提示が難しい。

3 今後に向けて

以上のように男女共同参画統計の重要性は理解されても、それをデータとして形にするためには多くの人材の確保、継続性など多くの課題を抱えている。その解決のためには行政内における男女共同参画に対するコンセンサスを形成する（そのための職員研修の実施）、市民や団体との連携を進める、支援者、相談者を確保する、グッド・プラクティスを提供するなど様々なアイデアを出し、たゆまず実行していくことが不可欠であると考えられる。

市区レベル自治体での男女共同参画統計－現状調査と活性化の方向

伊藤 陽一（法政大学日本統計研究所・客員研究員）

はじめに

- ①報告の目的は、日本の市区レベルの地方自治体での男女共同参画（ジェンダー）統計利活用の現状を調べ、活性化の方向を提示することである。
- ②報告者は、2001-2年と2006-7年に都道府県調査をし（伊藤 2007a）、地方自治体での共同参画統計分析の手引書と教材の作成作業（2007b）の途次にある。学習会講師の経験から、市区レベルの問題の検討が不可欠であるとみて、目下、市区レベル実情調査に取り組んでいる。
- ③国際的には、活動の再活性化の動きがあり、アフリカをはじめとする国際地域での活動の前進がある中で、日本においては、研究分野での若干の前進はあるが、国の統計にジェンダー統計視角を組み入れる動きはなお弱い。男女共同参画会議（2008）は地域における男女共同参画の視点の弱さを指摘している（但し、この報告書は地域統計への言及が乏しい）が、報告者は、1つの打開策が、地方における男女共同参画統計への取り組みの強化であるとみる。
- ③市民を含む自治体関連部署の担当者自体の共同参画統計への関心の薄さをどう克服するか。当部会による理論や活動への適切な指針の提起、更に活動への参加・援助が期待される。
- ④この問題は同時に、市区レベルの住民生活の分析に利用可能な統計を市区レベルや都道府県や国による提供の状況を検討し、市民・住民による統計分析の可能性を考えることでもある。
- ⑤地方自治体－市区レベル－は、必要な統計が国や都道府県レベルよりも遥かに少ないあるいは欠如しているという困難にぶつかる。問題は、この状況をふまえて、地方自治体－市区レベル－での共同参画統計活動は、どう推進されるべきか、である。
- ⑥折から、男女共同参画社会基本法の制定10年ということで、日本経済新聞（09.8.3）は社説で「男女共同参画のスピードをあげよ」を「経済活性化に欠かせぬ」として主張し、8月30日総選挙向けマニフェスト（政権公約）に関して、実績評価、数値目標や実現可能性、背後の諸計算の妥当性の検討を含む論議になり、日本でも政治の場で fact-based 論議が展開する方向にある。市民・住民による統計の正しい利活用の拡大が望まれている。

（報告は以下の柱に沿うが、本要旨作成時点では、調査は進行中であり、1における findings は不十分であり、2と3もなお抽象的にとどまる。当日の報告ではより深めたい）。

1 自治体－市区レベル－での男女共同参画統計活動の現状調査

1.1 調査内容 下記の①～④の結果表を埋める作業に着手した。これらはすべてウェブサイトにあたり提供内容を検討するもので、個人作業としては時間消耗的である。そこで、まずは、男女共同参画宣言都市、都道府県庁所在市、その他注目市区からはじめている。

- ① 市民・住民への伝達的手段としては主要なウェブサイトにおいて、男女共同参画がどう提示されているか→表1 男女共同参画ウェブサイトの有無とアクセス容易性

都道府県	市区	人口(万人)	ステップ数	ルート	所属	女性センターの有無
北海道	札幌市	190.0	3	トップ：市民便利帳：暮らしの相談窓口・支援情報→女性のための相談：男女共同参画センター→男女共同参画センターのページ	市民まちづくり局 市民生活部男女共同参画室男女共同参画課	男女共同参画センター

- ② 男女共同参画統計サイトの提示状況→表2：市区における男女共同参画統計

都道府県	市区	男女共同参画統計提示・書の有無 (A~E)	形態 A~F	書名 (サイト名)	年次	ページ	その他
東京	日野市	×					トップにDV項目
静岡	静岡市	○	A	静岡市男女共同参画行動計画			
			A	男女共同参画行動計画(冊子)			
			B	進ちょく報告書及び意見書			
			D	調査・統計			

A:参画計画書, B:計画進捗度報告, C::独立の分析書・冊子, D:調査・統計一覧, E:その他 (伊藤 2007, p.86 表)

③ 提示男女共同参画統計の充実の度合→表3:男女共同参画統計サイト(書)の充実度

都道府県	市区名	書名	統計の詳細度			附録の有無			基本統計の有無				評価	
			枚数 level	表数	図数	数値目標	実績評価	関係予算						

④ 男女共同参画統計が、自治体の一般的統計書に盛り込まれていることがより望ましい。どうであるか→表4 一般市区統計書への共同参画の組み入れ状況

道府県	市	書名	ウェブ掲載	主要統計表における性別区分				主要事項表の有無				

1.2 調査からの知見

①全体としての低調。とくに人口規模の小さな市での共同参画視点の不足。政令都市、規模の大きな市区では一定の取り組みがある。②静岡市、富山市など一部には進んだ取り組みがある。静岡市の場合には、第2次(2009-14年)行動計画で一定のデータと計画の評価指標を示し、2004-08年行動計画の数量評価に取り組んでいる。③市区レベルでの統計データの不足にもよって、当該市区ではなく、全国あるいは都道府県レベルの統計表・図で代替しているケースがある、その他。

2 自治体—市区レベル—での男女共同参画統計利活用の問題点

2.1 統計前の男女共同参画視角導入の弱さ, 2.2 データの不足—地域データの本来的不足とデータ掘起こしの弱さ, データ活用体制の弱さ, 2.3 関係者・住民における参画統計・地域統計利用の有効性への自覚の不足, 2.4 統計処理上の問題—GEMの引用, 評価における偏り, 他。

3 自治体—市区レベル—での男女共同参画統計活動の活発化に向けて—理論と活動

3.1 現状分析—先進的事例の検討, 3.2 簡易調査等の開発, 3.3 自治体共同参画統計活用の手引きの作成—課題解決型の配慮, good practiceの提示, 3.4 地域共同参画統計関連ウェブサイトの設置(NWEC?), 3.5 多様な関係者の参加と経験交流の場の設定, 3.6 都道府県・国との連携および支援獲得, 3.7 共同参画統計研究者における研究の深化と活動参加, 他。

文献 ①伊藤陽一(2007a)「自治体ジェンダー統計分析書の現状と今後の充実に向けて」「ジェンダー(男女共同参画)統計II」『研究所報』(日本統計研究所)No.35 所収, ②伊藤陽一(2007b)「『自治体男女共同参画統計分析書作成の手引き(暫定版)』作成作業経過報告」2007年度経済統計学会全国研究総会配布ペーパー, ③男女共同参画会議基本問題専門調査会(2008)「地域における男女共同参画推進の今後のあり方について」

経済センサス構想とその行方について

これまでの政府の検討から

植松 良和（ 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 ）

経済センサスは、長年にわたり、政府部内で検討が続けられていたが、本年7月に名簿整備に資する経済センサス-基礎調査が実施され、平成24年2月に経済センサス-活動調査が実施されることになった。

当該調査は、政府部内各府省の統計関係者への影響のみならず、地方公共団体の統計関係者にも大きな影響があり、調査対象となる規模も事業予算規模も国勢調査に次ぐものとなる。さらに国民経済計算といった当該調査結果の利用者にとってもその影響は極めて大きいものがある。このように、まさに我が国統計制度上の一大転機となるものといえる。

このような経済センサスの実施計画が決定されるに至るまでには、影響の大きさに応じた非常に多くの関係者の間でのさまざまな検討がなされている。

例えば、ウェブ上からも確認できるものとしては、政府部内において5年から10年を見込んだ統計行政の進むべき新たな展開方向を決定した「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議決定）があげられる。

その中で、経済センサスの創設が謳われており、具体的には、次のような記述がある。

（1）経済センサス（仮称）の創設に向けての検討

<背景・現状>

現行の産業を対象とする大規模統計調査は、基本的に省ごとに、産業別に、異なる年次・周期で実施されている。このため、既存の大規模統計調査の結果を統合したとしても、我が国全体の包括的な産業統計を得ることができない。また、事業所・企業の改廃が激しい今日、調査年次・周期の異なるこれら大規模統計調査の結果を統合して利用する価値が低下している。

また、サービス経済化の進展に伴い、国民経済に占める第3次産業のウエイトが高くなっているにもかかわらず、この分野の統計が不足しており、かつ、体系的に未整備となっている。

さらに、GDPを推計するための基礎統計として、全産業をカバーする一次統計が必要であり、また、これによりGDPの精度の検証もより適切に行うことができるとともに、売上高等の項目を把握することにより、事業所・企業の母集団情報のよりの確な整備に寄与することができる。

<基本方向>

全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握できる統計（当面「経済センサス（仮称）」という。）の整備を図る。これに伴い、既存の関連する大規模統計調査等の統廃合、簡素・合理化を図る。

<具体的方策>

経済センサス（仮称）については、原則、全産業分野のすべての事業所・企業を対象に、経済活動の実態を経理的側面からとらえる統計調査を平成21年を目途に実施する方向で、その具体化に向けて検討する。

このため、総務省（統計基準部）は、平成 15 年度に、関係府省を始めとして広く関係者を含めた、具体化のための検討の場を設け、平成 17 年度中にその枠組み及びこれに関連した大規模統計調査等の統廃合、簡素・合理化についての結論を得る。

このように、当初の目的としては、「GDP 統計の精度向上」、「包括的な産業統計の構築、第三次産業の経済活動の統計整備」、さらに、後段にあるように、「既存の関連する大規模統計調査等の統廃合、簡素・合理化」が大きな目的でもあった。

大規模統計調査とは、市町村が実施主体となる調査員調査をいい、ここにある平成 21 年実施については、このような大規模統計調査の負担が大きくなる 5 年サイクルの当たり年となっている。

一方、アメリカなどの経済センサスは、当初から、国民経済計算の作成のための詳細な経理事項の調査であることが前提であり、そもそも、大規模統計調査の統廃合という考え方がない。

このように統計としての利用目的と、調査実施上の制約という点は、どの調査においても相反するものであるが、この調査においても、この二つの目的の下で関係者の利害のバランスの上で計画が策定されたことが、我が国の経済センサスの大きな特徴である。

このような政府合意の下、さらに数次にわたり政府内合意が繰り返されている。

具体的には、平成 18 年 4 月に、事業所・企業統計調査とサービス業基本調査の統合と、平成 21 年予定の商業統計調査、平成 22 年予定の工業統計調査を統合した上で、平成 21 年 6～7 月には事業所の名簿を整備するための調査を実施するとともに、経理面を捉える調査を平成 23 年 6～7 月に実施とする計画が政府合意された。平成 20 年 5 月には、その実施期日が 23 年 7 月 1 日とすることで政府合意された。

このような合意を経たにもかかわらず、統合される工業統計調査を利用していた国民経済計算を作成する内閣府から、平成 22 年末の工業統計調査が経済センサスに統合され、平成 23 年 7 月に経済センサスが実施される場合、そのデータ提供が平成 23 年末の国民経済計算の年次推計の推計作業時期に間に合わないため、その精度を維持できないとする要望があり、結局、再度検討することとなった。

最終的には、平成 22 年工業統計調査は復活し、次の平成 23 年の工業統計調査を組み込む形で実施時期を平成 24 年 2 月に変更し経理面を捉える経済センサスを実施することで、平成 21 年 2 月に政府の再合意がされた。その過程では、地方公共団体との摩擦や、調査結果の利用者と実施者との摩擦も生じる事態となった。ただ、このような事態を経て、これまで以上に調査結果の利用者と地方公共団体の接点や、調査結果の利用者と調査実施者の接点が増え、結果的には、政府一丸となるような意識の向上があったともいえる。これらの体制で、地方公共団体とも連携して、経済センサスの成功に取り組む必要がある。

本報告では、当初の経済センサス創設の検討にたずさわるとともに、平成 20～21 年には内閣府の一員として、経済センサスの実施時期の変更の検討に関与した報告者から、このような混乱が起きた経緯と、それらを踏まえて、今後どのように統計体系を考えていくべきかを説明したい。

国民経済計算体系（SNA）の推計精度と基礎統計調査

二上 唯夫（内閣府経済社会総合研究所）

国民経済計算体系（System of National Accounts, 以下 SNA）は経済の正確な評価、経済政策の立案には不可欠な統計データである。SNA は一次統計調査から得られる計数を利用して推計する高度に加工された二次統計である。我が国は 60 年ぶりに「統計法」を改正し、時代の要請に応えられる統計整備の枠組みとして「内閣府統計委員会」を創設した。当委員会では SNA の精度向上を焦眉の課題として議論している。その切り口は、「国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化（「公的統計の整備に関する基本的な計画）」にあるとしている。本稿では、基礎統計調査データの利活用の観点から改善の方向を探りたい。課題としては、「体系としての整合性確保」、「分類体系に掛かる課題」、「推計の時間的次元」及び「SNA の評価基準」の 4 つについて基礎統計の利用の観点から整理する。

1. 体系としての整合性確保

SNA は体系として全ての勘定表、関連する付属表が整合的に推計されるように設計されている（線形の加法性が保持されている）。しかし、利用する基礎統計調査の調査目的・調査手法はそれぞれ統計調査ごとにあり、SNA として加工推計する際、基礎統計データの概念・定義（分類基準）を如何に整合的に構築することが課題となる。

例えば、生産勘定推計フレームに関しては見てみると、二つの推計方法を基本としている。一つは産業連関表から産出構造を援用して、消費や投資といった最終需要項目を財貨・サービス毎に推計する「コモ法」である。もう一つは、やはり産業連関表から投入構造を援用して経済活動別（産業別）付加価値を推計する「付加価値法」である。それぞれの推計値は論理的には二面等価となり一致すべきものであるが、財貨・サービスの産出構造から接近するか、産業ごとの投入構造から接近するかによってその推計値にズレを惹起している。基準とする産業連関表作成年次から離れるほど、両者の推計値は乖離する。両推計法とも工業統計表等供給側の基礎統計を利用しているものの利用データの切り口が異なる等により不整合が生じているものである。

更には、この付加価値法によって推計した「営業余剰」が「所得の配分勘定」以下の勘定推計を規定することとなるが、その制度部門推計は法人企業統計等「需要側統計調査」を利用している。この分配面の推計を含め、「三面等価」を整合的推計手法として組込む「供給と使用表；Supply Use Table, 以下、SUT」による推計フレームの検討が求められている。

2. 分類体系に掛かる課題

分類体系に関連して、SNA 推計上三つの課題がある。一つは、最新の日本標準産業分類（Japan Standard Industrial Classification of all Economic Activities, 以下 JSIC）改訂の成果がタイムリーに導入出来ないことである。二つ目は、我が国の JSIC 分類では国際基準（International Standard Industrial Classification of all Economic Activities, ISIC）と比較可能性の点で対応に課題が残ることである。JSIC は一部用途分類も基準とする（衣服など）他、本社等の分類も国際

的な基準とは合致していない。三つ目は、工業統計表を中心とした国内産出の分類（JSIC）と通関コード体系（HS Code, 以下 HS）との接合についても看過できない問題を生じている。

3. 推計の時間的次元と基礎統計

年次推計と QE（四半期 GDP 速報）推計では、利用目的が異なり、各々の推計手法、推計計数にある種の不連続が生じてしまう。年次の SNA 推計では体系的・構造的な整合性及び水準を重視するのに対し、QE では時系列的な変化（景気動向の的確な把握）を目的とする。QE 値は年次推計後に年次推計の水準に調整しているが、年次推計後の既 QE 系列との平滑な接続が課題となっている。補助系列による単純なプロラタ法から比例デントン法等による四半期分割の手法を検討する必要がある。同じ年次計数でも時間的次元が異なることによる分類コード体系が不連続となる等の課題がある。恒久棚卸法によるストック統計整備の為の超長期のデータベース構築の設計を再検討する必要がある。

4. 評価基準と基礎統計

景気判断等経済活動の時系列測定には名目成長率よりも実質成長率が重視される。実質値の推計は名目値から価格変動分を取り除いて推計する。その実質化の方式において、経年変化による「指数バイアス（パーシェ・バイアス及びラスパイレス・バイアス）」を回避するため、生産勘定に係る系列については連鎖方式による実質化を採用している。しかし、連鎖方式においても急激な価格変化（原油価格の急騰等）による価格指数推計上の問題（ドリフト）が発生している。

また、固定方式による実質化においても供給側の価格指数（主に企業物価指数（Corporate Goods Price Index, 以下 CGPI）など生産価格指数による）と需要側の価格指数（消費者物価指数（Consumer Price Index, 以下 CPI）など消費価格指数による）がマクロ的・財別には整合的に作成されていないことから、「財貨・サービスの供給と需要（付表 1）」の実質推計値は不整合を惹起する。加えて、供給と需要を結ぶ商業活動の価格指数は直接には観測データとしては存在していないという問題もある。今後、SUT のフレームでの実質化を検討するには、そのバランス調整方法等の検討が必要となる。

更には、93SNA マニュアルでは、評価基準として「基本価格（生産者が受け取る価格－税＋補助金）」が推奨されている（93SNA マニュアル、パラ 6.218）。基本価格を得るためには、財・サービス毎に付加価値税を切離して推計しなくてはならない。我が国のように事業者が納税する付加価値税徴収システムではその把握は困難である。但し、産業連関表作成過程では国税庁から大括な産業分類ではあるが「産業別消費税納入額データ」の提供を受けている。より詳細な「税務データ」の開示が望まれるところである。

最後に、SNA 推計上サービス業にかかる統計調査データは脆弱であることを注記したい。特に、近年、サービスの付加価値がモノに体化された取引が拡大している。こうした「コンテンツ商品」の正確な計測を可能とする基礎統計調査が必要となる。このようなサービスは「モノの形」で「在庫」を持つこととなり、その計測も課題となる（既に、「出版」は産業分類上はサービス業であるが、在庫を持つものとしている）。

SNA 統計の正確性と未観測経済

岡部 純一（横浜国立大学）

SNA 統計の概念規定(93SNA や 2008SNA 等々)を所与としても、その計測が実際に網羅的かつ正確なものであるかどうかを検証するのは容易なことではない。第1に、SNA 統計は多数の標本調査・全数調査や行政記録等の一次統計を利用して推計する高度な加工統計(二次統計)である。その正確性は一次統計それ自体の正確性だけでなく、複雑な加工・推計処理の妥当性に大きく依存している。第2に、多数の一次統計の正確性は、全体としてみれば、単にデータ収集に伴う技術的制約だけでなく、国民経済の社会的制約からバイアスを受ける。とくに、途上国や移行経済国では、地下経済やインフォーマル経済についてデータ収集する場合の社会構造上の理由からさまざまな制約があり深刻な問題になっている。

ところが、「統計的推計の基礎はつねに経験的データに基づくべきである」というスタンスから、一次統計体系の捕捉範囲を検証し、そこから脱落する経済活動の全体を未観測経済(Non-Observed Economy)として議論する動きが、近年、国際的な広がりを見せている。その成果は、OECD、IMF、ILO とヨーロッパ諸国のイニシャチブで編纂された『未観測経済計測ハンドブック』(*Measuring the Non-Observed Economy: A Handbook*), 2002 と、その実施マニュアル、国連ヨーロッパ経済委員会編『国民経済計算における未観測経済』(*Non-Observed Economy in National Accounts*), 2003 及び 2008 に結実した。この間、未観測経済に関する国際会合も数多く開催されている。『未観測経済計測ハンドブック』は、SNA が規定する生産境界内に属する経済活動が、一次統計体系の網の目からこぼれ落ちて未観測経済になる原因を、1) データ収集に伴う技術的制約のみでなく、2) 地下経済(underground economy)活動であること、3) 非合法的(illegal)経済活動であること、4) インフォーマル部門(informal sector)経済活動であること、5) 自家使用を目的とした家計における経済活動であること、などの社会構造的制約に求めている。そうした問題設定に基づき、未観測経済を直接・間接に計測する戦略が提示されている。この提言にもとづく各国の実践例が『国民経済計算における未観測経済』に編纂されている。【例えば、未観測経済の GDP 比がオーストラリアで 7.9%、スペインで 11.2%、ロシアで 24.3%等々と暫定的に試算されている】

ヨーロッパ諸国のイニシャチブで広がったこの未観測経済論は、93SNA から 2008SNA への改訂作業でも議論され、現在公開されている' Pre-edit white-cover version of the 2008 SNA' の第6章と第25章でも詳しく論じられている。だが、2008SNA ではインド等を中心とする途上国の問題設定がイニシャチブをにぎる形で、「インフォーマル部門経済」の計測が独立の優先事項としてクローズアップされ(第25章)、一方、「地下経済」を含む「未観測経済」全体を特別に計測しようという問題設定はあまり反映されていない(第6章 6.48)。「インフォーマル部門経済」が経済活動の大半を占める途上国において、開発政策上の重要部門の計測が急務であることは当然のことであり、SNA 統計の単なる誤差の諸要因として雑多な問題諸領域を一括りにする未観測経済論の問題設定の仕方に疑問が出てくるのも無理はない。

だが、以上の議論にも関わらず、未観測経済の計測という問題設定によって、SNA 統計の正確性を体系的に検証する新しい戦略が提示された意義は決して小さくない。SNA 統計の正確性の検証は途上国や移行経済国のみならず日本を含む先進工業国にも妥当する普遍的な課題を含んでいるからである。未観測経済論の次の問題提起はとくに重要である；

① 国民経済計算作成者と調査統計家との断絶の克服という問題提起

『未観測経済計測ハンドブック』は未観測経済の計測戦略(未観測経済に対する直接的計測と間接的計測〔推計〕の改善)に取り組むために、国民経済計算作成者と調査統計家との間の断絶を克服し、緊密な連携を再構築するよう強く求めている。だが、同様の断絶は、学界にもないとはいえない。日本の SNA 研究に関する限り、一次統計(基礎的統計データ)の批判的研究と、二次統計(加工統計)としての SNA の応用研究との間にある種の断絶があり、必ずしも実り多い議論が交わされているとはいえない。

その断絶は、ハンドブックが指摘するように、国民経済計算の編成過程の実際が不透明であることにも原因がある(p192)。日本の 2007 年新統計法により国民経済計算の作成基準の公開が促されたことは、実り多い議論の可能性が広がったことを意味する。

② 国民経済計算体系の整合性・自己同一性より体系内の不整合・矛盾に積極的意義を発見

『未観測経済計測ハンドブック』は、SNA 統計の正確性を評価するために、異なるソースから得られるデータの照合(data confrontation)と不突合分析(discrepancy analysis)が不可欠であると提言している。税務データと国民経済計算の照合や、同一の経済活動に関する供給側、使用側、発生所得側の各データ相互の照合をはじめ、豊富な照合例が紹介されている。とりわけ有望視されているのは、労働力の使用者(雇用者)側から計測した賃金や雇用を、労働力の供給者(被雇用者)側から計測した賃金や雇用と照合する労働投入法(labour input method)や(p72)、供給・使用表(supply and use tables)における供給-使用間のバランスを利用した「バランシング(balancing)」である(p 93)。要するに「国民経済計算の編成は異なる多くの統計ソースから得られたデータの体系的な照合を必要とし、国民経済計算作成者はその中心にいる」。「国民経済計算編成の際のデータ照合の通常のプロセスは、基礎的統計データの欠陥と不整合に光をあてることになる」(p 129)。ハンドブックは、「異なるソースから得られたデータの照合は、国民経済計算の編成作業にとってまさに必要不可欠な作業である。このデータ照合は各データに残存する誤差や欠落を特定するためにも有用である。データの照合は、理想としては、国民経済計算の作成に先立って統計をチェックし、品質を向上させるために行われるべきである」と提言している(p 51 傍点報告者)。こうした不整合・矛盾の意味をもっとも熟知すると期待されるのが上述の調査統計家なのである。

国民経済計算体系の整合性ではなく不整合の意味を積極的に問題にし、そこから潜在的な未観測経済を検証するという問題提起がこれまでなされたことはないので、その意義は大きい。

本報告は、以上のように、未観測経済の計測について簡単に紹介し、海外の実践例を取り上げることによって、日本における SNA 統計論議に対する問題提起としたい。

年次 SUT システムに向けた包括的研究

櫻本 健 (立教大学大学院博士課程後期課程)

1. 研究の概要

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(通称基本計画)の閣議決定を受けて、国民経済計算に関する改善に向けた取り組みが活発となっている。しかし、基本計画は、設定されている課題が偏って多すぎること、互いの課題が非整合であること、急進的な課題が多いことなど多くの問題を列挙することができ、既存の統計フレームを壊しかねない懸念がある。本研究は、我が国の年次推計フレームについて内容を絞って、基本計画で描けなかった現実的で実務的な目標とそれに向けた努力を示すことにある。

研究の方向性は、中長期的な内容と短期的な内容の2つに分かれる。第一に年次供給使用表(ASUT)推計システムの実現に向けた中長期的な研究である。

第二に経済センサス導入を想定したGDP推計システムの短期的研究である。

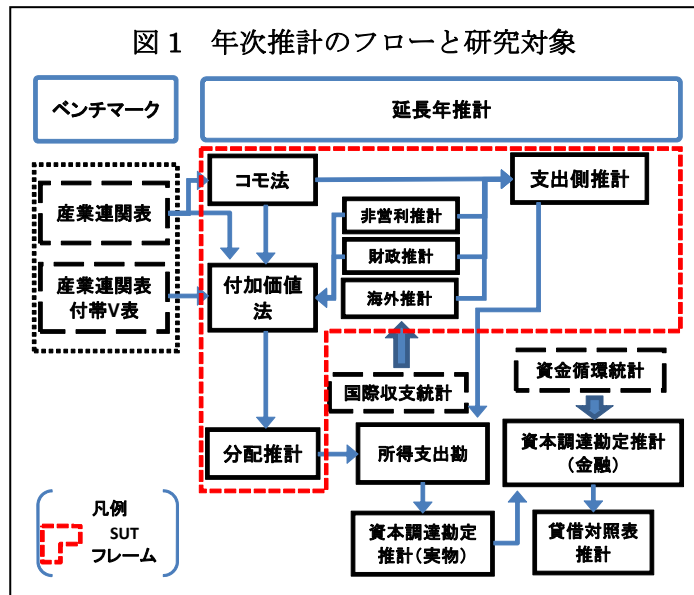
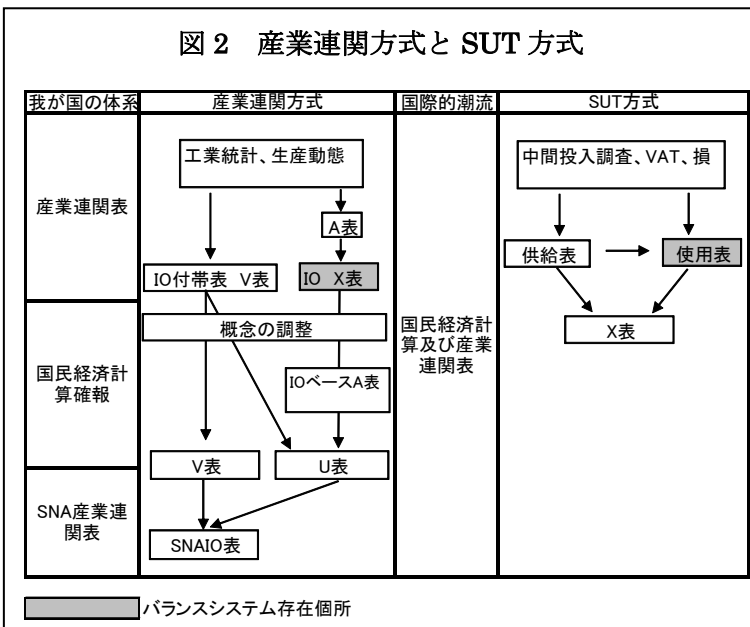


図2 産業連関方式とSUT方式



2. 中長期的な方向性

Afmad and Yamano and OECD (2006)¹によると、世界の主要国36カ国中、少なくとも21カ国が供給使用表から産業連関表を作成しており、日本と同じ方式は6カ国(韓国、中国、台湾、インドネシア、ロシア、日本)である。この日本方式は、ほとんど市場に情報が無い商品×商品という情報が求められており、投入マトリックスの多くで使用表からの代替情報が必要である。

供給使用表方式は、産業連関方式と比べ、公表スピードが速く、整合的な推計

¹ Nadim Ahmad and Norihiko Yamano and OECD(2006), "THE OECD'S INPUT-OUTPUT DATABASE: 2006 EDITION", The 29th Conference of The International Association for Research in Income and Wealth Homepage <http://www.iariw.org/c2006.asp>

を実現可能な推計システムである。しかし、政府の統計リソースが大きく縮減される前提でも推計可能な方法として、国民経済計算年次推計で供給使用表を考慮することが現実的である。

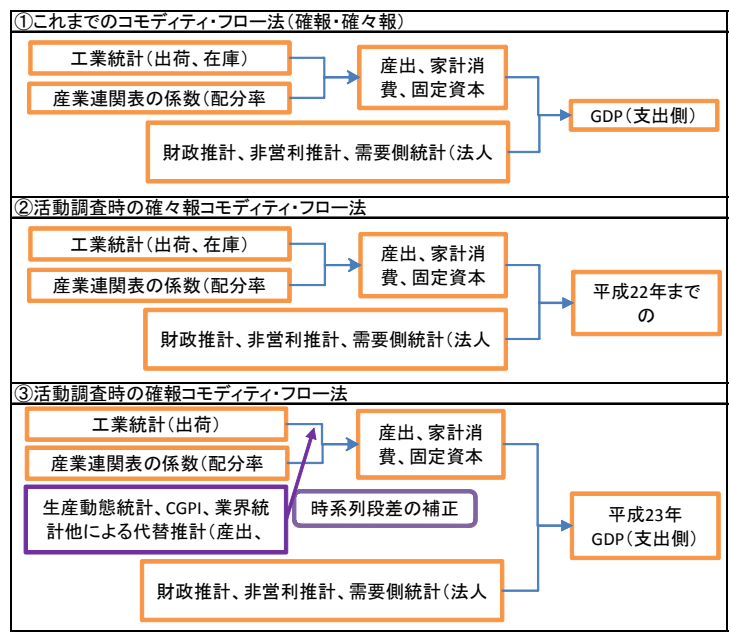
3. 短期的な方向性

比較対象	経済センサス - 基礎調査 -	経済センサス - 活動調査 -
実施（予定）日	平成 21 年 7 月 1 日	平成 24 年 2 月 1 日（予定）
頻度	5 年に一回	5 年に一回
対象	民間企業及び事業所（農林漁家を除く）、政府機関、民間非営利団体	民間企業及び事業所（農林漁家を除く）、政府機関、民間非営利団体
対応既存調査	事業所・企業統計調査、	事業所・企業統計調査、工業統計調査、特定サービス業実態調査、本邦鉱業の趨勢、商業統計調査、サービス業基本調査 * ただし、投入調査、民間非営利実態調査は対象に含まない。
メリット	平成 19 年国税情報の利用及び登記簿情報を援用した母集団情報の整備	サービス業の捕捉精度の向上。異業種間でも初めて総合的な情報が得られる。
導入による影響と課題	①本社一括調査等の導入 ⇒大企業の調査漏れが懸念される。 ⇒他標本調査への影響	①平成 24 年以降の国民経済計算確報および確々報の推計方法を大幅に変更せざるを得ない見通し。 ②本社一括調査等の導入による精度面の問題。 ⇒大企業の調査漏れ、基準年変更や産業連関表推計誤差など ③調査項目は、既存の統計調査項目を網羅する一方で、経済センサスとして本来求められるストックの調査や投入構造調査としての役割はかなり制約される見通し。

経済センサス - 活動調査 - の導入を受けて、平成 24 年に公表を目指す新たな国民経済計算年次推計システムが構築予定である。経済センサスによって、サービス業を中心に推計精度の向上が期待される一方、経済センサスの本社一括方式によって時系列段差が懸念され、係数を補正するために、産業連関表と共通化した 3500 程度の CT 推計によって計数の補正システムを構築する見通しである。

以上のように変化しつつある年次推計とその課題を取り上げる。

図 3 経済センサス - 活動調査 - 導入時の年次推計



県民経済計算推計の応用と課題

―地域政策統計として利用に向けて―

芦谷 恒憲（兵庫県企画県民部）

報告要旨

地域においては、人口の少子高齢化など社会潮流の変化に対応した政策立案等への各種統計データの効果的な活用を促進が求められている。政策の達成度をはかる指標として県民経済計算が政策統計として果たす役割と問題点について考察した。その具体的な方法として、地域間比較可能な速報指標の作成、サテライト勘定の作成による利用分野の拡張の可能性等について考察した。

1 県民経済計算推計の現状

全国の都道府県では、地域経済の実態を把握するため県民経済計算データを作成、提供している。県民経済計算（確報）の公表は資料入手の制約などにより推計対象年度終了から約1年6ヶ月後となる。四半期別県内GDP速報（QE）は推計対象期終了後、約3ヶ月後に公表している。毎年、各種の統計資料を基礎として推計が行われているが、毎年の推計に利用できない場合がある。時系列のデータの推移、足下の成長速度等の推移、中期的な産業構造変化、県民に分配された付加価値額と年金等の移転所得の合計である県民可処分所得の動きなどいくつかの現状分析ができ、データに基づく実証へつなげることができる。

2 県民経済計算推計上の課題

（1）一次統計利用上の課題

県民経済計算は、多くの一次統計資料を利用することにより作成される加工統計であるため、基礎となる統計資料の有無によって推計方法が制約される。

近年、農林水産統計の削減、産業分類の改定など一次統計の改革により推計に用いる基礎データをめぐって大きな変化がある。一次統計の改廃については、加工統計の精度に影響を与えている。このほか、時代の変化による郵政民営化、省庁再編、独立法人化など社会制度の変化に対応した統計が求められている。

（2）本社・事業所推計の課題

県民経済計算の推計上で使用するデータの観察単位は事業所、実際の経済活動は企業単位で行われ、本社と事業所は密接な関係にある。本社におけるサービスの生産拠点としてサービスを生産し、それを事業所に販売するという観点からみれば、その本社活動を別途、推計する必要がある。本社比率の高い東京都などを除き兵庫県など多くの県では、資料の制約などから本社・事業所に区分した推計はしていない。本社の占める割合が比較的高い場合は、推計値と経済実態との間に乖離が生じると考えられる。

（3）擬制取引「国庫」推計と課題

県民経済計算では、中央政府と都道府県との取引が国庫により擬制的に計上されており、一般政府の取引（収支）の実態把握が困難である。国庫は、中央政府との経常移転の取引を記録するため、どこの県にも属さない疑似主体を設けて国債の利払いを含め国のすべての支払利子を国出

先機関分として計上している。

このほか、推計項目の中で、精度が低い項目は、県際取引の状況をあらわした移出入である。移出入推計のための地域間取引の基礎資料が乏しいため、5年に1回作成される地域産業連関表の移出入率を用いて推計する。5年に1回しかデータが得られないため、推計年次をから遠ざかるにつれて経済実態と推計年次データとの乖離が大きく、誤差が拡大するため推計データの精度低下の要因となっている。

3 地域経済総合指標速報データの作成と課題

総合的な地域施策を効果的に展開するためには、地域の経済動向を早期かつ的確に把握することが不可欠である。政策に活用するため、経済政策、企業活動の把握などにおいては、足元の経済の現状を機敏に判断することが必要である。

民間消費及び在庫品増加を除く民間投資部門を併せた月次の地域経済総合指標である「民間需要合成指数」の試算が内閣府研究会で試みられている。

4 サテライト勘定の作成と利用

93SNAでは、中枢体系と密接な関係を保ちながら別勘定として再定義した勘定がサテライト勘定である。持続可能な地域社会を実現する見地から、地域における環境と経済の関係を体系的に把握するため、県民経済計算のサテライト勘定として「兵庫県環境経済統合勘定」が内閣府研究会において作成された。このデータを用いてこの勘定により経済活動と環境負荷の関連性(事業所が生産に占める内部処理活動を1%増加させた場合など)を分析できる。地域版環境経済統合勘定は、地域経済統計の総合的指標である県民経済計算における環境関連データの新たな整備につながるとともに、地域経済統計を活用した地域経済分析の新たな応用を生み出すと考えられる。このほかサテライト勘定として、地域の財政と福祉の関係がわかること、地域の自立性と財政基盤の把握、地域間レベルの行政の特徴がわかる財政サテライト勘定の作成を検討している。

5 政策統計としての活用に向けて

地域指標の政策統計としての利用、普及を進めるためには、公表タイミング、速報性、使いやすさ 提供ファイル、他の比較統計の用語の統一などに配慮する必要がある。データの利用・普及、信頼度を高めるため、基調判断のコメントの説明、解説、推計報方法の開示などデータ作成上の透明性の向上が必要である。

また、地域経済動向の変動要因の詳細分析により、地域経済の新たな問題を把握することができる。データからいくつかの指標を作成することにより、地域経済の特徴や傾向を分析することができる。これらのデータをもとに問題の認識から政策課題の設定や解決すべき課題を抽出することができるとともに、地域の社会潮流の変化に対応した政策立案等への統計データの効果的な活用が期待される。

(参考文献)

芦谷恒憲(2008)「地域における環境と経済の新たな統計について－兵庫県環境経済統合勘定の概要と活用－」、『季刊ひょうご経済』第99号、(財)ひょうご経済研究所。

芦谷恒憲(2009)「県民経済計算推計の現状と課題」、『統計学』第96号、経済統計学会。

SNA・産業連関表における金融業（銀行、保険業）の投入産出構成と推計方法についての試論

桂 昭政（桃山学院大学）

1. 国民経済計算におけるアポリアとしての銀行業の産出測定

○SNAおよびわが国の産業連関表における銀行業の産出測定

一帰属利子（利鞘、貸付利子マイナス預金利子）の視点

- ・ 他産業と同様の市場取引にもとづく銀行業の産出測定→銀行業の収益源である貸付利子は銀行業以外の付加価値部分であり、二重計算のために銀行業の産出額に含むことができない→送金等の手数料収入のみによる銀行業のマイナスの営業余剰（利潤）の発生
- ・ 銀行業のプラスの営業余剰（利潤）のための帰属計算、すなわち仮定計算の導入（53SNAの帰属利子、68SNAの帰属金融サービス、93SNAのFISIM）

*93SNAのFISIM（銀行業の産出測定）の推計範囲は、ほぼ商業銀行業務に対応している。すなわち、ノンバンク（貸金業）は含むが、投資銀行業務（M&A、証券化等）は除外している。わが国の産業連関表は証券会社、投資銀行等を含む「金融」部門として産出を計測。但し「金融」部門の産出を「帰属利子」と「手数料」に分割しているので「金融」部門の「帰属利子」は銀行業（商業銀行）の産出と推察される。

2. 国民経済計算における銀行業の産出測定の試論—銀行業の帰属計算の廃止

○銀行業の本質は何か

一資金仲介（預金の受け入れ→貸付）ではなく信用創造（始めに貸付ありき、預金債務の設定→引き出し）

※ 銀行業の貸付のプロトタイプ—手形割引

企業による商業手形（確定日払いの債務証券）の発行→銀行での手形割引→銀行券、すなわち銀行による一覧払いの債務証券の発行、現在では銀行券ではなく、預金債務の引き受け、つまり当座預金の設定による貸付→当座預金口座からの決済ないし引き出し（決済の場合、現金が銀行から流出しないからさらなる貸出可能、すなわち信用創造が可能）→銀行による割引いた確定日払いの手形の満期日による回収

要するに銀行業の貸付は直接、現金を貸付けるのではなく、預金債務を負う、すなわち当座預金の設定によって貸付を行っているのであり、銀行業の貸付の対価は現金貸付による利子収入ではなく、預金設定、回収等の手数料ないしサービス料収入である。

○銀行業の付加価値測定および投入産出構成の試論

- 以上のことから銀行業の産出額は利鞘（貸付利子マイナス預金利子）ではなく、貸付に伴うサービス料収入である。預金利子は貨幣借入の対価として銀行業の利潤部分から控除されるので、銀行業の付加価値は貸付に伴うサービス料収入から事務諸経費等の中間投入を控除したものとなる。（但し送金手数料等は無視）
- それゆえ産業連関表の銀行業の産出配分は現行のごとく帰属利子（利鞘）を仮定にもとづいて配分する必要がなく、たとえ名称が「貸付利子」、「貸出利息」であったとしても、上でみたように実際の市場取引額である「貸付利子」は実質的には信用創造に伴うサービス料収入であるから実際の「貸付利子」額（および送金サービス等額）を銀行業の各産業への産出配分額としてそのまま計上すればよい。

3.国民経済計算における保険業の産出測定の試論

○保険業の性格と産出測定

- 銀行業が所有していない者に使用の便宜を与えるのに対し、保険業はもともと所有している者に対して便宜を提供することから、貨幣の貸貸、すなわち保険料収入の運用が主要業務ではない。保険業は将来時点の損失に対し所有対象を使用可能にするサービスの提供が主要業務である。将来時点において所有対象を使用可能にするサービスを提供しているという点において保管業（倉庫業）と類似している。両者は対象物が財であるか貨幣であるかの相違があるだけである。倉庫業が依頼者の提供物を維持、返却するのに対し、保険業は大数法則により少額の保険料に対し多額の保険金の支払いを可能にし、将来時点の損失に対し所有対象を使用可能にするサービスの提供を行っている。要するに支払う保険料にはサービス料以外に返却可能対象である保険金部分も含まれているが、大数法則により返却可能対象分に対する支払が少額ですんでいるのである。それゆえ保険会社に提供した保険料総額から支払われた保険金を控除した額が保険業の産出額となる。

○保険業の投入産出構成—特に産出額の配分に関して

生命保険の場合、保険業のサービス産出の対象は家計のみとなり産出額の配分に関して問題はないが、損害保険の場合、保険料マイナス保険金の保険サービスの産出額の配分をいかにするかが問題となってくる。将来時点の損失に対し所有対象を使用可能にするサービスは保険料の大きさ、すなわち支払保険料と平行と考えられるから、保険サービスの配分は支払保険料の比例配分が妥当ではないかと思う。

（参考文献）

川合一郎著作集（有斐閣）、金子卓治「保険資本について」（『経営研究』40号）
刀田和夫『サービス論争批判』（九州大学出版会）

第 53 回 全国 研究 大会 ・ プ ロ グ ラ ム 委 員

九州支部 西村 善博（大分大学）
九州支部 松川太一郎（鹿児島大学）
関西支部 小川 雅弘（大阪経済大学）
関東支部 福島 利夫（専修大学）
東北支部 深川 通寛（石巻専修大学）
北海道支部 木村 和範（北海学園大学）
北海道支部 水野谷武志（北海学園大学）[長]

経済統計学会

第 53 回（2009 年度）全国研究大会報告要旨集

2009 年 9 月 5 日発行

編集 経済統計学会北海道支部
発行者 経済統計学会長 木村和範

連絡先 経済統計学会北海道支部
〒062-8605 札幌市豊平区旭町 4-1-40
北海学園大学経済学部
水野谷武志研究室
電話：011-841-1161（代表）
FAX：011-824-7729（学部事務）
email：mizunoya@econ.hokkai-s-u.ac.jp

印刷 社会福祉法人 共友会 札幌福祉印刷
電話：011-667-7771
FAX：011-667-9750